第11期市川市社会福祉審議会　分科会別委員名簿

①地域福祉専門分科会　委員名簿

	条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	職名	氏名
1	学識経験のある者	学識経験者	和洋女子大学	家政学部 生活環境学科　教授	岸田（きしだ）　宏司（こうじ）
2		社会福祉施設経営者	社会福祉法人慶美会	施設長	森高（もりたか）　伸明（のぶあき）
3	関係団体の推薦を受けた者	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	理事	岩松（いわまつ）　昭三（しょうぞう）
4		地域の代表者	市川市民生委員 児童委員協議会	副会長	坪井（つぼい）　幸恵（さちえ）
5		社会福祉法人関係者	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	常務理事	稲葉（いなば）　清孝（きよたか）
6		障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	市川手をつなぐ親の会 会長	村山（むらやま）　園（その）
7		NPO法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	会長	山﨑（やまざき）　文代（ふみよ）
8	市民				佐藤（さとう）　理恵（りえ）
9	関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	副センター長	岸（きし）　恵美子（えみこ）

②高齢者福祉専門分科会　委員名簿

	条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	職名	氏名
1	学識経験のある者	医療関係者	一般社団法人 市川市医師会	会長	佐々木（ささき）　森雄（もりお）
2		社会福祉施設経営者	社会福祉法人慶美会	施設長	森高（もりたか）　伸明（のぶあき）
3		学識経験者	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院	主任教授	山下（やました）　興一郎（こういちろう）
4	関係団体の推薦を受けた者	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	理事	岩松（いわまつ）　昭三（しょうぞう）
5		公益社団法人関係者	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	(常務理事兼)事務局長	小沢（おざわ）　俊也（としや）
6		地域の代表者	市川市民生委員 児童委員協議会	副会長	坪井（つぼい）　幸恵（さちえ）
7		社会福祉法人関係者	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	常務理事	稲葉（いなば）　清孝（きよたか）
8	市民				稲尾（いなお）　直實（なおみ）

③障がい者福祉専門分科会　委員名簿

	条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	職名	氏名
1	学識経験のある者	学識経験者	和洋女子大学	家政学部 生活環境学科　教授	丸谷（まるや）　充子（みつこ）
2		経済界	市川商工会議所	理事・事務局長	山極（やまぎわ）　記子（のりこ）
3	関係団体の推薦を受けた者	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	代表	木下（きのした）　静男（しずお）
4		障がい者団体	市川市自立支援協議会	特定非営利活動法人ほっとハート ほっとハート相談支援事業所リンク 管理者	佐藤（さとう）　京子（きょうこ）
5		障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	市川手をつなぐ親の会 会長	村山（むらやま）　園（その）
6		NPO法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	会長	山﨑（やまざき）　文代（ふみよ）
7	市民				槇（まき）　明美（あけみ）
8	関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	副センター長	岸（きし）　恵美子（えみこ）

資料①

第6次ハートフルプラン策定スケジュール【令和8年度】

令和8年度

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
○ 作成作業	ドラフト版作成（関係課、課内の各グループと調整）																																						
				諮問資料作成																																			
							計画案作成																																
							関係部署との調整						計画案修正																										
													関係部署との調整						計画案修正																				
																			関係部署との調整						計画確定案作成														
																									関係部署に最終確認						市長決裁								
																																		計画製本					
○ 社会福祉審議会（本会） ※ 障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について意見を聴く義務					諮問資料部長説明			諮問資料市長報告			7月22日 第1回審議会 （計画案の諮問）								第2回審議会 審議なし						第3回審議会 （計画案）						第4回審議会 （計画案の答申）								
○ 社会福祉審議会（障がい福祉専門分科会）				日程調整									8月4日 第1回分科会 （計画案）									第2回分科会 （計画案）																	
○ 自立支援協議会																9月10日 第1回本会 （計画案）												第2回本会 （計画案）											
							相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会から意見聴取																																
○ 障がい者団体			ヒアリング実施依頼			ヒアリング実施																																	
			（文書ではなく対面でのヒアリングを希望する団体あり。R5年度は1団体あり。）																																				
○ パブリックコメント ※ あらかじめ住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努めるもの													準備 （地域包括支援課と調整）			9月７日～10月5日 パブコメ実施			パブコメ結果公表																				
○ 議会							6月議会									9月議会															2月議会								
																																		議会への報告					
○ 市公式Webページ ○ 広報紙													パブコメ周知準備 （地域包括支援課と調整）						パブコメ結果公表 （地域包括支援課と調整）									広報紙掲載依頼 （地域包括支援課と調整）			広報紙掲載準備 （地域包括支援課と調整）								
																																	広報紙掲載 （計画周知）						
○ 国	地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について																																						
	障害福祉計画・障害児福祉計画作成のQA																																						
	障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル																																						
○ 千葉県 ※ 障害福祉計画・障害児福祉計画について意見を聴く義務				障害福祉計画・障害児福祉計画の見込量を作成						障害福祉計画・障害児福祉計画の見込量調査									障害福祉計画。障害児福祉計画の意見照会、回答			障害福祉計画の中間報告						障害福祉計画・障害児福祉計画の見込量調査（最終）											
																															障害福祉計画・障害児福祉計画の提出								

資料②

第６次いちかわハートフルプランの構成

（案）

第１章　総論

１　第６次いちかわハートフルプランの概要

２　障がい福祉の現状と課題

第２章　市川市障害者計画

１　理念等

２　具体的な施策

第３章　第８期市川市障害福祉計画・第４期市川市障害児福祉計画

１　主な障がい者、障がい児向けサービス

２　計画の方向性

３　成果目標と活動指標

４　障害者総合支援法に係るサービス等

５　児童福祉法に係るサービス

第４章　資料

１　資料

資料③

第 1 章

総　論

1　第６次いちかわハートフルプランの概要

⑴　いちかわハートフルプランとは

いちかわハートフルプラン

　いちかわハートフルプランとは、次の２つの計画をセットにしたもののことをいいます。

○　障害者基本法に基づく『**市川市障害者計画**』
○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び
　　児童福祉法に基づく『**市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画**』

　後者の計画は、障害者総合支援法第 及び 児童福祉法に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市では一体のものとして作成します。

いちかわハートフルプラン		
市川市障害者計画	**市川市障害福祉計画**	**市川市障害児福祉計画**

市川市障害者計画

市川市障害者計画とは	「市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）のことであり、策定は市町村の義務となっています。
市町村障害者計画の内容	市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」ることとされています。

市川市障害福祉計画

市川市障害福祉計画とは	「障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」です。
市町村障害福祉計画の内容	➢ 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して定めます。 ➢ 次に掲げる事項を定めます。 ・ 障害福祉サービス、相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項。 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は 指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。 ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。 ➢ 上記以外に、次に掲げる事項について定めるよう努力する義務があります。 ・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。 ・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は指定計画相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項。

市川市障害児福祉計画

市川市障害児福祉計画とは	「障害児通所支援 及び 障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援 及び 障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。
市町村障害児福祉計画の内容	➢ 内閣総理大臣大臣が定める「基本指針」に即して定めます。 ➢ 次に掲げる事項を定めます。 ・障害児通所支援 及び 障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項。 ・各年度における指定通所支援 又は 指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。 ➢ 上記以外に、次に掲げる事項について定めるよう努力する義務があります。 ・ 指定通所支援 又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。 ・ 指定通所支援 又は 指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項。

他の計画との関係

いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める『市川市地域福祉計画』との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。

⑵　これまでの経緯

本市では、平成 10 年 3 月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成 10 年度から 19 年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市川市 障害者計画 (基本計画)										
市川市 障害者計画 (実施計画)										
市川市 障害福祉計画										

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市川市 障害者計画									
市川市 障害福祉計画									
市川市 障害児福祉計画									

2　障がい福祉の現状と課題

(1)　障がい者福祉をめぐる内外の動き

障がい者施策の動向

作成中

障がい者施策に関する国内法等の変遷

作成中

⑵　障害者手帳所持者数等

千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数等と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数等の傾向を整理しました。

身体障害者手帳の所持者数

作成中

療育手帳の所持者数

作成中

精神障害者保健福祉手帳の所持者数

作成中

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数

作成中

身体・療育・精神　各手帳の所持者数の合計

作成中

人口に対する割合

作成中

本市の身体障害者手帳の所持者数（内訳）

作成中

本市の療育手帳の所持者数（内訳）

作成中

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数（内訳）

作成中

まとめ

作成中

⑶　前計画（第５次いちかわハートフルプラン）の達成状況

市川市障害者計画について

作成中

第７期市川市障害福祉計画・第３期市川市障害児福祉計画について

作成中

⑷　障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

整理中

⑸　障がい児福祉に対する市民の意識

整理中

⑹　まとめ

資料③

第 1 章

総　論

1　第６次いちかわハートフルプランの概要

⑴　いちかわハートフルプランとは

いちかわハートフルプラン

　いちかわハートフルプランとは、次の２つの計画をセットにしたもののことをいいます。

○　障害者基本法に基づく『**市川市障害者計画**』
○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び
　　児童福祉法に基づく『**市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画**』

　後者の計画は、障害者総合支援法第 及び 児童福祉法に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市では一体のものとして作成します。

いちかわハートフルプラン		
市川市障害者計画	**市川市障害福祉計画**	**市川市障害児福祉計画**

市川市障害者計画

市川市障害者計画とは	「市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）のことであり、策定は市町村の義務となっています。
市町村障害者計画の内容	市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」ることとされています。

市川市障害福祉計画

市川市障害福祉計画とは	「障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」です。
市町村障害福祉計画の内容	➢ 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して定めます。 ➢ 次に掲げる事項を定めます。 ・ 障害福祉サービス、相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項。 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は 指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。 ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。 ➢ 上記以外に、次に掲げる事項について定めるよう努力する義務があります。 ・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。 ・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は指定計画相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項。

市川市障害児福祉計画

市川市障害児福祉計画とは	「障害児通所支援 及び 障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援 及び 障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。
市町村障害児福祉計画の内容	➢ 内閣総理大臣大臣が定める「基本指針」に即して定めます。 ➢ 次に掲げる事項を定めます。 ・障害児通所支援 及び 障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項。 ・各年度における指定通所支援 又は 指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。 ➢ 上記以外に、次に掲げる事項について定めるよう努力する義務があります。 ・ 指定通所支援 又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。 ・ 指定通所支援 又は 指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項。

他の計画との関係

いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める『市川市地域福祉計画』との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。

⑵　これまでの経緯

本市では、平成 10 年 3 月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成 10 年度から 19 年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市川市 障害者計画 (基本計画)										
市川市 障害者計画 (実施計画)										
市川市 障害福祉計画										

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市川市 障害者計画									
市川市 障害福祉計画									
市川市 障害児福祉計画									

2　障がい福祉の現状と課題

(1)　障がい者福祉をめぐる内外の動き

障がい者施策の動向

作成中

障がい者施策に関する国内法等の変遷

作成中

⑵　障害者手帳所持者数等

千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数等と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数等の傾向を整理しました。

身体障害者手帳の所持者数

作成中

療育手帳の所持者数

作成中

精神障害者保健福祉手帳の所持者数

作成中

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数

作成中

身体・療育・精神　各手帳の所持者数の合計

作成中

人口に対する割合

作成中

本市の身体障害者手帳の所持者数（内訳）

作成中

本市の療育手帳の所持者数（内訳）

作成中

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数（内訳）

作成中

まとめ

作成中

⑶　前計画（第５次いちかわハートフルプラン）の達成状況

市川市障害者計画について

作成中

第７期市川市障害福祉計画・第３期市川市障害児福祉計画について

作成中

⑷　障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

整理中

⑸　障がい児福祉に対する市民の意識

整理中

⑹　まとめ

資料④

第２章

市川市障害者計画

1　基本理念

⑴　基本理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がい、年齢、性別、文化などの多様性を互いに尊重し、共に支え合う社会を目指します。

誰もが住み慣れた地域で、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らす権利を持っています。そのためには、あらゆる場面で障がいのある人の参加を保障し、地域社会の一員として役割を担える環境づくりが必要です。

全員が包容され、個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい「地域共生社会」を実現しなければなりません。そのために、都市、制度、情報、意識などあらゆる面での障壁を取り除き、合理的配慮によって一人ひとりが選択と自己決定を行える環境を充実させていきます。

本計画では、基本理念を「このまちで共に生きる」と定め、すべての人が支え合いながら暮らせるまちづくりへの取組を総合的に推進します。

⑵　将来像

「市川市総合計画」では、基本目標の一つとして、「誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり」を掲げ、「一人ひとりが尊重され、どのライフステージにおいても、健やかに自分らしく豊かに暮らしていけるまちづくりを進めます。」としています。これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、

安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

⑶　基本目標

現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度間の連携を強化します。障がいの特性やライフスタイルに加え、本人や家族の高齢化も見据え、ライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。

また、教育や就労の機会を積極的に確保・活用し、社会参加を促進します。

誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関のバリアフリー化をさらに進め、災害時の支援体制を整備します。これにより、誰にとっても安全で快適な「ユニバーサルなまちづくり」を実現します。また、誰もがいつまでも安心して暮らし続けられるよう、住まいの公的セーフティネットの整備や、身近な医療機能の充実、相談体制の強化に努めます。あわせて、分かりやすい情報発信を徹底します。

地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいへの理解を深め、人々のつながりを育みます。全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会の一員として互いの個性を認め合い、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

⑷　施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次の分野別の方向に沿って施策を推進します。

①	**子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～**
②	**就労・社会参加の促進　～地域で活動する～**
③	**生活支援の充実　～地域で暮らす～**
④	**相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～**
⑤	**誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進　～安心して暮らす～**
⑥	**地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～**

⑸　各施策に共通する横断的視点

前ページに定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

アクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

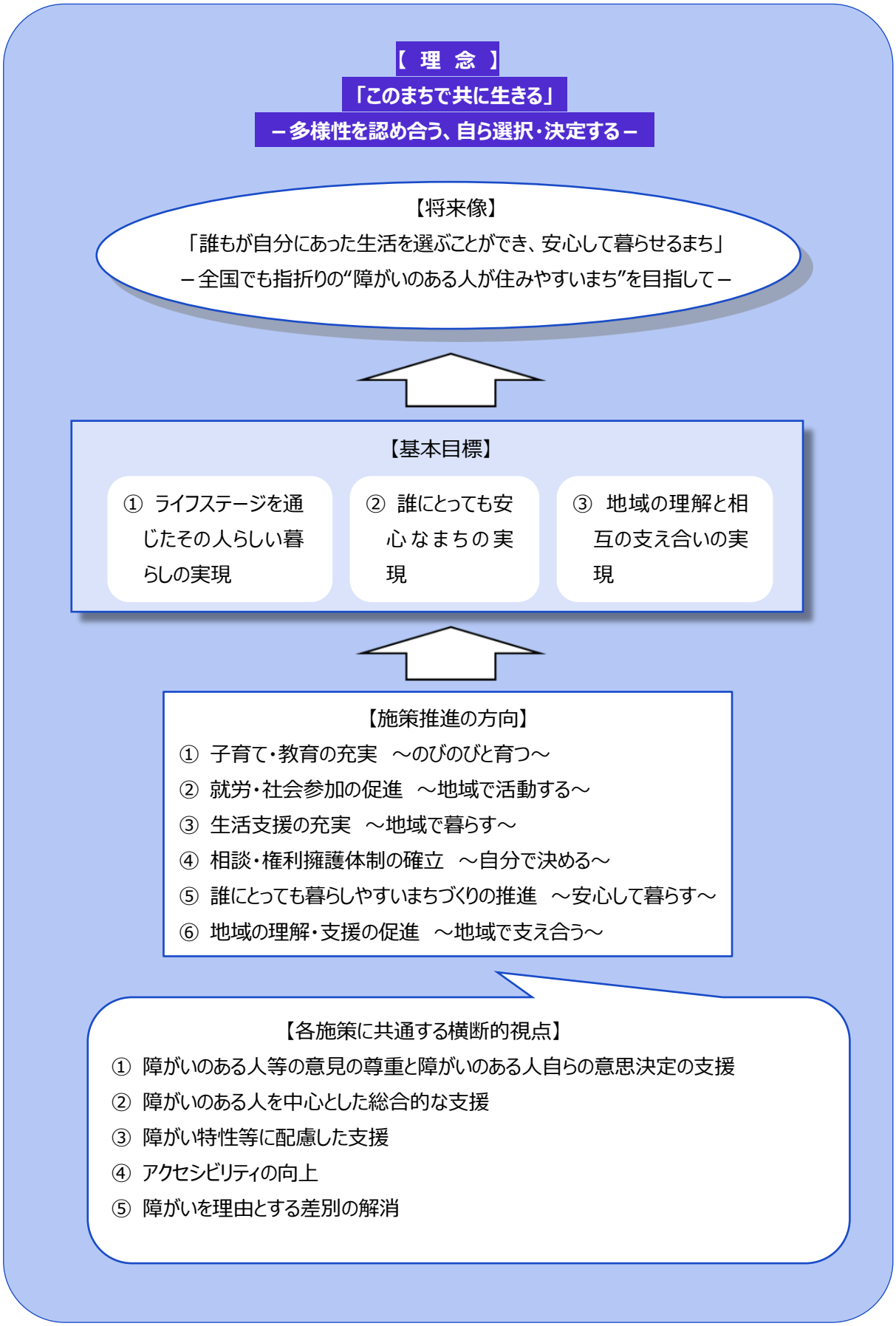
あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

また、本計画は、令和４年５月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の規定の趣旨を踏まえて策定するものです。

障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

⑹　理念等の構造


【 理 念 】
「このまちで共に生きる」
－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－
【将来像】
「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－
【基本目標】
① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
② 誰にとっても安心なまちの実現
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現
【施策推進の方向】
① 子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～
② 就労・社会参加の促進　～地域で活動する～
③ 生活支援の充実　～地域で暮らす～
④ 相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～
⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進　～安心して暮らす～
⑥ 地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～
【各施策に共通する横断的視点】
① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援
② 障がいのある人を中心とした総合的な支援
③ 障がい特性等に配慮した支援
④ アクセシビリティの向上
⑤ 障がいを理由とする差別の解消

2　具体的な施策

【将来像】「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
② 誰にとっても安心なまちの実現
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

★＝重点施策

- 第１節　子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
 - 第１項　障がい児支援 ★
 - 第２項　学校教育
- 第２節　就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～
 - 第１項　就労支援・雇用促進 ★
 - 第２項　生涯学習・文化・スポーツ ★
- 第３節　生活支援の充実 ～地域で暮らす～
 - 第１項　地域生活の支援
 - 第２項　情報アクセシビリティ・意思疎通支援
 - 第３項　保健・医療 ★
- 第４節　相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
 - 第１節　相談
 - 第２節　権利擁護
- 第５節　誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
 - 第１項　災害や感染症の対策 ★
 - 第２項　まちづくり・居住環境整備 ★
- 第６節　地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～
 - 第１項　障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供 ★
 - 第２項　支援人材の確保と質の向上 ★
 - 第３項　連携強化、支援体制整備

⑴　子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～

障がい児支援

現状と課題

➢　発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、障がい児本人の意見の尊重、および最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが重要です。そのため、乳幼児期から学校卒業まで、ライフステージを通じて切れ目なく、一貫した支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等、関係機関が連携し、地域の社会資源を活用した重層的な支援体制の構築が求められます。

➢　保護者がこどもの発達に不安や心配を感じた際に、こども発達相談室や児童発達支援センター、こども家庭センター、教育センター等を身近な相談窓口として周知し、「気づき」の段階で容易に相談に繋がることができるよう体制を整備していきます。

➢　また、発達に課題のあるこどもへの支援の充実は、すべてのこどもが安心して生活できる環境づくりにつながります。障害の有無にかかわらず、地域のこどもが共に遊び、学び、育つことができる環境づくりを推進するために、児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援などを活用し、相談の入り口から、専門的支援、インクルージョンの推進までを一体的に整備する必要があります。このような体制整備に向けて、市川市自立支援協議会等、協議の場を活用し、課題の共有や、関係機関の連携強化を図ります。

➢　児童発達支援センターについては、専門的な発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、インクルージョン推進、地域の相談支援の入口としての機能という４つの中核機能を十分に発揮できる体制の確保を目指します。

➢　身近な地域で支援を行う、児童発達支援事業所、および放課後等デイサービス事業所は、保護者がこどもの特性をどのように理解しているのかをふまえ、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要な知識や支援方法を身に着け、家庭においても適切な対応ができるように支援することが大切です。そのため、地域の障害児通所支援に対しては、児童発達支援センターやこども発達センターが中心となって、研修や、事例検討会における個別ケースへの助言などを通して、支援の質の向上を図ります。

➢　医療的ケア児に対しては、医療的ケア児等コーディネーターが、入院中より家族への情報の提供を行い、病院や、保健、福祉等との関連機関と連携し、退院後の生活を見据えた支援を行っております。児童発達支援や、放課後等デイサービス事業所の利用に際しては、療育の内容や利用回数などについて、利用者の希望に応じた選択が難しいことが課題となっています。また看護師配置が必要な医療的ケア児に対応できる事業所が少ないことも課題です。これらの状況をふまえ、近隣市の取り組みを調査、研究し社会資源の開発にも取り組みます。

➢　共働き家庭の増加に伴い、児童発達支援事業所と保育所を併用するケースが増えています。重症心身障害児や医療的ケア児が安心して集団生活を送ることができるよう、家族と支援者が、こどもの障がいについての理解や、必要な医療的ケアや、医療、福祉機器等などの情報についても共有しながら、インクルージョン推進の体制を構築していくことが重要です。

施策の基本方針

地域における障がい児や発達に特性のあるこどもと、家族の状況やニーズは多様化しています。支援を必要とするこどもや、家族の意向を尊重し、課題を共有しながら、障害児相談支援の利用の有無にかかわらず、継続的な相談支援を受けられるよう、こどもとその家族への伴奏的な支援体制を整備していきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	保育園巡回相談事業		
事業概要	障がいのあるお子さんや発達が気になるお子さん、またそのお子さんを含む集団が、安定して日常を過ごせるよう、各教育・保育施設職員への助言を行います。		
指　標	保育所等巡回件数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	200 回	200 回	200 回
担当部署	こども家庭部　幼保施設管理課		

« その他の事業 »

事業名	母子健康診査事業
概　要	聴覚障がいを含む難聴児の早期発見、早期支援につなげる新生児聴覚スクリーニング検査のほか、乳幼児期において適切な時期に健診を行い、疾病及び精神的、身体的発育発達の遅延等を早期に発見し適切な支援につなげることで、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
担当部署	こども家庭部　こども家庭相談課

事業名	地域職員への研修事業
概　要	保育園、幼稚園、学校、放課後保育クラブ、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解について研修を行います。
担当部署	こども家庭部　発達支援課

事業名	ライフサポートファイル活用事業
概　要	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとして、ライフサポートファイルを活用していきます。
担当部署	こども家庭部　発達支援課

事業名	ペアレントプログラム
概　要	発達に課題のある子どもへの関わり方などについて、保護者と支援者が一緒に考えることを目的とした研修を行います。
担当部署	こども家庭部　発達支援課

学校教育

現状と課題

- ➢ これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。
- ➢ 本市の特別支援教育では、教育的ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を新設し、連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、一人ひとりの課題や教育的ニーズを把握し、発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。
- ➢ 各園・学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すため、「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じて適切な指導・支援が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）及び個別の指導計画の活用を推進し、学校と保護者が情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援していくよう努めます。
- ➢ 本市では、こども発達センターと教育センターにおいて、児童発達支援システムを導入し、両機関が相談内容等を共有することで、「切れ目のない支援」の実施に向けて取り組んでいます。
- ➢ 今後は長期的な視点にたって、就学相談から就学後のフォローアップを含めて、学校とのスムーズな連携が図れるよう、就学支援体制の充実に努めていきます。
- ➢ 知的障がいや肢体不自由、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症スペクトラムなど、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる教職員の育成が喫緊の課題です。今後も教職員の専門性向上に向けた研修の充実に努めます。

施策の基本方針

- ➢ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育を推進するとともに、障がい者理解教育を積極的に推進していきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	特別支援教育推進事業		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第４期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、家庭、教育、福祉等の関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。		
指　標	通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率。		
目　標	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	90%	90%	90%
担当部署	学校教育部　指導課		

« その他の事業 »

事業名	市川市特別支援連携協議会
概　要	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。
担当部署	学校教育部　指導課

⑵　就労・社会参加の促進　～地域で活動する～

就労支援・雇用促進

現状と課題

➢　これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努めてきました。

　また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により、障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。

➢　就労は、障がい者が地域で自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。

➢　本市では、障がい者就労支援センターアクセスを平成 12 年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。

　また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理のある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。

➢　就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です。

　千葉県では、「千葉県工賃（賃金）向上計画」を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。

　また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。就労継続支援 B 型事業所の全国平均工賃は、平成 18 年度の 12,222 円から毎年上昇し、令和 6 年度は 24,141 円となっています。

➢　令和 7 年度から新たなサービスとして開始された「就労選択支援」では、障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行っています。

➢　平成 25 年の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）施行に伴い、本市では

調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めています。

➢　「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の法定雇用率が、令和６年４月、令和８年７月と段階的に引き上げられました。就労する障がい者が増加することが見込まれますが、それに伴い、就職後の支援の担い手が不足していくことも見込まれます。障害福祉サービスである就労定着支援においては、就労先における支援ばかりではなく、生活面の支援が必要となってきています。障害者就業・生活支援センターで行う支援だけでは対応しきれなくなってきており、生活支援サービスと就労系サービスとの連携も重要となってきています。

施策の基本方針

➢　障害福祉サービスに「就労選択支援」が加わるなど、就労の支援の強化を図る障害者総合支援法改正が行われています。本市では、市独自の事業として市川市障がい者就労支援センターアクセスを設置して障がい者の就労を支援を行っていますが、県の障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。

➢　障害者優先調達推進法に基づいて、引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

➢　就労する障がい者の就職後支援に関しては、就労定着支援の質・量の充実が求められているため、市川市自立支援協議会就労支援部会を中心とした研修の実施等により対応していきます。さらに、就労定着支援による支援が終了した後も継続した支援が必要とされる障がい者に対しては、市川市障がい者就労支援センターアクセスが、生活面・就労面の両面から支援を行っていきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	障がい者就労支援事業		
事業概要	市川市障がい者就労支援センターアクセスを設置し、アクセスにおいて、障がい者からの就労に関係する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、障がい者の一般企業での就労に向けての各種支援や、就労系の障害福祉サービスの利用に向けての支援等を行います。また、就労定着支援による支援が終了した障がい者に対し、必要な支援を行っていきます。		
指　標	相談件数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	4,300 件	4,300 件	4,300 件
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

« その他の事業 »

事業名	優先調達推進事業
概　要	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。
担当部署	福祉部　障がい者支援課

事業名	障がい者雇用事業
概　要	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、「チャレンジド　オフィス　いちかわ」において、会計年度任用職員として雇用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
担当部署	総務部　人事課、教育振興部　教育総務課

事業名	雇用促進事業（障がい者就労支援）
概　要	雇用促進奨励金　市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 職場実習奨励金　市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。
担当部署	経済観光部　商工課

生涯学習・文化・スポーツ

現状と課題

- 障がい者が、生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 「障害者の権利に関する条約」には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省がまとめた「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることからも、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。
- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野双方からの機運の高まりにより、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。また、障がいの有無や種類に関わらず、気軽に文化芸術活動・スポーツに参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	障がい者スポーツ事業		
事業概要	障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進を図ります。		
指　標	障がい者軽スポーツ教室への参加人数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	50 人	50 人	50 人
担当部署	スポーツ部　スポーツ推進課		

« その他の事業 »

事業名	読書バリアフリー推進事業
概　要	誰もが等しく読書を行うことができる環境を整備するために、障がいの種類・程度に応じた図書サービスを実施するとともに、デイジー図書や大活字本等のアクセシブルな資料の利用機会の拡充を目指します。あわせて教育センターや学校と連携し、図書館の障がい者サービスに関する周知を図ります。
担当部署	教育振興部　図書館課

事業名	障がい者文化講座
概　要	福祉部　障がい者支援課
担当部署	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

事業名	パラスポーツ普及促進事業
概　要	車いすバスケットボール等の体験会や試合観戦機会の創出により、パラスポーツ普及の促進を図ります。
担当部署	スポーツ部　スポーツ推進課

⑶　生活支援の充実　～地域で暮らす～

地域生活の支援

現状と課題

地域生活支援拠点等について

➢　令和４年の「障害者総合支援法」改正により、地域生活支援拠点等を整備した上で行うものとされている事業の実施は、市町村の努力義務となりました。

➢　市川市では、新たな施設を整備するような拠点整備型ではなく、地域の複数の機関が連携して事業を実施する「面的整備型」をとり、令和２年 11 月より身体・知的・精神の障がい別に地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。

➢　障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に備え、あらかじめご自身の状況などをお教えいただき、市及び地域生活支援拠点等コーディネーターの持つ台帳に登録させていただく「事前登録」をお勧めしています。この登録者数は年々増加しています（令和４年度末 144 人、令和７年度末 231 人）。

➢　緊急時に受け入れ可能な短期入所事業所などの確保が課題となっています。

強度行動障がいのある方への支援

➢　令和８年３月末時点で本市の支給決定等を受けている者のうち、行動関連項目の合計点が 10 点以上の者は 445 人（約 15.3%）、20 点以上の者は 31 人（1.1%）おり、厚生労働省のデータとほぼ同じ割合となっています。

➢　強度行動障がいがある方に対応できるグループホーム等の不足。

➢　千葉県の「重度の強度行動障害のある方への支援システム」の更なる活用。

地域活動支援センター

➢　地域活動支援センターは障害福祉サービスではありませんが、生活介護や就労継続支援 B 型といった通所系サービスになじめないような方などにとって、外出、創作的活動、社会との交流といった、日中の居場所づくりに重要となる施設です。

➢　本市の地域活動支援センターは令和８年度当初時点で９施設あり、前年度から１施設増加しました。地域活動支援センターは、本市が運営費の補助を行っており、今後も運営支援のために補助を継続していく必要があります。

施策の基本方針

- ➢ 医療的ケアを必要とする方の受入れ可能な事業所が少ないため、拡大に向けた施策を検討をしていく必要があります。
- ➢ 強度行動障がいのある方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるための支援体制の整備を行っていきます。
- ➢ 地域活動支援センターの運営に対する補助金制度を継続してきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	検討中		
事業概要			
指　標			
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
担当部署			

事業名	地域活動支援センター運営費補助金事業		
事業概要	福祉部　障がい者支援課		
指　標	地域活動支援センターを経営する事業を行う者の経営の支援を図るため、市川市地域活動支援センター運営費補助金を交付します。		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	9	9	9
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

情報アクセシビリティ・意思疎通支援

現状と課題

- 障がい者の「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」の支援を行う人材（意思疎通支援者）の確保・養成・資質の向上について、養成講座などを中心に行っています。
- 上記以外の取組として、「手話通訳者・要約筆記者の派遣」、「わかりやすい情報の発信」、「市公式サイトでのアクセシビリティの確保」、「遠隔窓口サービスの実施」を行っています。
- 生活を営んでいる地域によっては、情報の取得利用・意思疎通の手段が限られています。（例：支所、出張に設置手話通訳者、要約筆記がいないため、第 1 庁舎まで来庁する必要があります。（ろう者等の場合））
- 障がい者でない方と同一内容の情報を同一時点で取得できない。（例：市公式サイトの情報などについて、電話で問い合わせや相談することができず、来庁する必要がある。（ろう者等の場合））
- 「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」とされています（障害者基本計画（第 5 次））。

 情報アクセシビリティの向上は、本計画全体に横串を刺す横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を通じて重要なポイントとなります。
- 「障害者基本法」には、基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められています（第 22 条）。この中には、障がい者が「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」をできるようにすることや、災害時等に必要な情報を迅速かつ的確に伝えるため、必要な施策を講じることなどが、国及び地方公共団体に対して定められています。
- 障がい者の「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」の支援を行う人材（意思疎通支援者）の確保・養成・資質の向上については、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び「手話に関する施策の推進に関する法律」に規定されており、本市においても、養成講座などを実施し、意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上を行っています。
- また、意思疎通支援者の人材の確保等以外にも、手話通訳者・要約筆記者等の派遣、字幕や音声等の適切な活用、分かりやすい情報の発信、公式 Web サイトでのアクセシビリティの確保・維持を行っています。

➢　しかしながら、生活を営んでいる地域によっては、情報の取得利用・意思疎通の手段が限られており、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得できない場合があるなどの課題があります。

施策の基本方針

➢　「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「手話に関する施策の推進に関する法律」及び「市川市手話言語条例」の規定の趣旨を踏まえ、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話通訳者をはじめとした、意思疎通支援を担う人材の確保・養成・資質の向上及び市公式 Web サイトをはじめとした情報アクセシビリティの確保・維持に努めていきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託		
事業概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者が健聴者等との円滑な意思の疎通を図る上で必要な手話通訳者等の人材を育成します。また、市民向けに手話を知っていただくための講習会を開催します。		
指　標	養成講座修了者数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	16 名	16 名	16 名
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

« その他の事業 »

事業名	手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣
概　要	市の会計年度任用職員として手話通訳者・要約筆記者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を無償で派遣します。
担当部署	福祉部　障がい者支援課

事業名	市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持
概　要	JIS X 8341-3 や総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、画像に代替テキストを提供する、キーボードだけでも操作できるようにする等、Web アクセシビリティの確保・維持に努めます。
担当部署	全ての課・室等

保健・医療

現状と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。
- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所事業所や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
- 精神保健の面では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における精神障がい者への医療の提供・支援を推進する必要があります。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めることや、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援を推進することも重要です。
- 療育終了後は地域でのリハビリ機会が制度的に不足するため、当事者が長時間過ごす福祉現場において、リハビリテーションの知見を日常的に活用する体制が求められています。
- 身体機能の維持には専門職による直接的な支援だけでなく、事業所職員が日々の支援において適切に関われるよう、リハビリテーションの視点を現場に定着させることが不可欠です。

施策の基本方針

- 障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。また、障がい者等が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、障害福祉サービス事業者等のほか保健分野や医療関係者との連携の強化を図るとともに、医療費の助成など、必要な事業を行っていきます。
- リハビリテーション専門職が事業所での身体評価や直接的な助言を行う体制を強化し、日々のケアを通じた身体機能の維持・向上を継続的に推進します。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また千葉県療育支援等事業を受託し、制度の谷間でリハビリテーションを受けられない人に対して、個別のリハビリテーションを実施しています。		
指　標	個別支援件数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	685 件	690 件	695 件
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

« その他の事業 »

事業名	重度心身障害者医療費助成
概　要	福祉部　障がい者支援課
担当部署	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳Ⓐ・A の 1、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

⑷　相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～

相談

現状と課題

➢　本市では、一般相談支援事業を指定一般相談支援事業者が、特定相談支援事業を指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援事業を指定障害児相談支援事業者が担っており、一般的な相談支援（障害者相談支援事業）等を基幹相談支援センターえくるが担って、障がい者に対する相談支援体制を構成しています。（このほか、千葉県事業である中核地域生活支援センター事業や、市町村事業である重層的支援体制整備事業のうちの「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」等でも障がい者に対する相談支援を担っているほか、さらに広い目線で見ると、地域生活支援拠点等コーディネーター、市川市障がい者就労支援センターアクセス、生活サポートセンターそら等も障がい者に対する相談支援体制に関わります。）

➢　このうち、計画相談支援や障害児相談支援の業務を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、その事業所数がここ数年は増加傾向（指定特定相談支援事業所は平成 28 年度末で 33 事業所、令和 4 年度末で 35 事業所、令和 7 年度末で 42 事業所）となっていますが、障害福祉サービス等を利用する方の増加により、事業所の確保は依然として課題となっています。

➢　基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、その業務として令和 6 年度から相談支援事業者への助言や指導等も加わったことから、これらが相互に連携し合い、人材の育成を図っていく必要があります。

➢　指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、厚生労働省による 3 年に一度の障害福祉サービス等報酬改定によって、少しずつ報酬の増額が図られています。一方、基幹相談支援センターは、市が設置するものであるため、この機能の強化を図ることは市町村の役割となります。

　障がい者数の増加に対応し、全ての障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターの機能の強化を目指していきます。

➢　本市では、令和 5 年 7 月から社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事

業」を「市川市よりそい支援事業」として開始しました。この事業を構成する５つの事業のうちの一つである「包括的相談支援事業」には、本市の地域包括支援センターで行う相談事業や、基幹相談支援センターえくるで行う障害者相談支援事業、市川市の「子育てナビ」や「母子保健相談窓口アイティ」で行う相談事業、市川市生活サポートセンターそらで行う生活困窮者自立相談支援事業が位置付けられています。

　このため、基幹相談支援センターえくるで行う相談支援事業は、本市の重層的支援体制整備事業の一部となりました。今後も、基幹相談支援センターえくるでは、相談者の属性に関わらずに包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、えくる単独での解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図って対応していくことになります。

➢　そのほか、精神障がい者の福祉及び精神保健に関する相談支援についても、令和６年４月１日から市町村の業務が拡大しています。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、令和６年４月１日から、「都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象にできるように」なりました。従来より市町村では、障がい者福祉に限らず様々な業務の中で、関わっている市民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、複合的な課題への支援のニーズに直面しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築にも関わりますが、市町村における精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備が厚生労働省から求められています。体制構築に向け、関係機関との協働・連携や、支援の担い手の確保等が求められます。

施策の基本方針

➢　基幹相談支援センターえくるの運営により地域の相談支援体制の強化を図りながら、相談支援専門員や事業所の数の増など、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の“受け皿”を増やす方策を引き続き検討していきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	検討中		
事業概要			
指　標			
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
担当部署			

権利擁護

現状と課題

障がい者虐待防止の取り組み

➢ 障がい者虐待防止の体制整備

平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、市川市では障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。現在は、障がいのある方の総合的な相談窓口である「基幹相談支援センターえくる」の中に配置し、運営を行っています。また、虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消に向けて、専門機関や地域の関係者が集まって話し合う会議を定期的に開催しています。

➢ 虐待防止における迅速な対応

障がいのある方やそのご家族がいつでも安心して必要な支援を受けられるよう、「市川市障害者虐待防止センター」への通報や相談を 24 時間いつでも受け付けられる体制をこれからも維持していく必要があります。また、相談を受けたあとの初期調査や対応がスムーズに進むよう、関係機関との連携をさらに強めていくことが求められています。

成年後見制度の取り組み

➢ 成年後見制度の利用促進と支援体制

平成 28 年 5 月に「成年後見制度利用促進法」が施行されたことを受け、本市では令和 5 年度に利用促進のための基本計画を定め、令和 6 年度からは「市川市地域福祉計画」に統合しました。さらに同年、制度利用の中心的な役割を担う「市川市後見支援センター」を設置し、関係機関との連携を強化して地域全体の課題解決に取り組んでいます。

➢ 費用面での補助や、日々の生活・財産管理のサポート

成年後見制度を利用する際、後見人等への報酬を支払うことが難しい方に対して、市川市では経済的負担を減らすための助成金を支給しています。また、市川市社会福祉協議会と連携し、制度の利用に関する相談をお受けするとともに、知的障がいや精神障がいのある方の財産管理や福祉サービスの手続きをお手伝いする「福祉サービス利用援助事業」も行われています。

➢ 本人の意思をより尊重する法律の改正

令和 8 年 6 月に「民法等の一部を改正する法律」が公布されました。この改正は、障がいの有無にかかわらず本人の「自分で決める権利（自己決定権）」

をより大切にするためのものです。これまでの制度を見直し、本人の希望をしっかりと確かめることなどが義務づけられます。この新しい制度は、公布から2年6か月以内に始まる予定となっています。

➢　成年後見制度を支える人材確保と、本人の意思に寄り添う支援

成年後見制度を必要とする方が増え、その相談内容も多様になっていることから、制度を支える後見人等の人材を十分に確保することが急務です。特に、身近な市民の中から後見人の候補者を育てて活用していく仕組みづくりを進めるとともに、単に財産を管理するだけでなく、本人のこれまでの生活や希望をより大切にした支援体制をつくる必要があります。

➢　新制度への対応と周知

令和8年6月の民法改正により、これからの意思決定支援（本人が自分で決めるためのサポート）の仕組みが大きく変わります。新制度がスムーズに始まるよう、国や他の自治体の動きをしっかりと見極めながら、市川市としての適切な支援体制を急いで整える必要があります。また、この新しい仕組みについて、市民の皆様や関係機関へ分かりやすく伝えていく（周知・啓発）ことも大切な課題です。

施策の基本方針

➢　障害のある方の権利を守り、虐待を防ぐための体制をしっかりと維持します

障がいのある方の権利や利益を守るため、地域の関係機関との結びつきをより一層強めます。「市川市障害者虐待防止センター」を中心に、虐待に関する通報や相談をいつでも受け付け、迅速に対応できる体制をこれからも守り続けます。

➢　成年後見制度を利用しやすくなるよう、相談や補助を続けます

判断能力に不安がある方でも安心して成年後見制度を活用できるよう、市川市社会福祉協議会などと協力して相談窓口を充実させます。報酬の助成などを通じて経済的な支援も引き続き行っていきます。

➢　制度改正に合わせ、新制度へ速やかに対応します

令和8年6月の民法改正における新制度の施行にむけて、国の動向を注意深く確認し、適切な支援体制を整えます。同時に、この新制度を安心して利用できるよう、積極的な広報や周知・啓発に努めます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	成年後見制度利用支援事業		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない方が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。		
指　標	実施の有無		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	実施	実施	実施
担当部署	福祉部　地域包括支援課、障がい者支援課		

« その他の事業 »

事業名	市川市障害者虐待防止センター
概　要	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第 32 条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
担当部署	福祉部　障がい者支援課
事業名	障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議
概　要	福祉部　障がい者支援課
担当部署	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

⑸　誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進～安心して暮らす～

災害や感染症の対策

現状と課題

➢　平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。

➢　感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。

➢　避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。

➢　防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

施策の基本方針

➢　感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。また、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、市川市避難行動要支援者対策プランに基づいて、関係部署と連携して対策を進めていきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	避難行動要支援者対策事業		
事業概要	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平常時における地域のつながりを促進します。		
指　標	個別避難計画の作成数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	1,900 件	1,930 件	1,960 件
担当部署	福祉部　地域共生課		

« その他の事業 »

事業名	福祉避難所
概　要	福祉部　地域共生課
担当部署	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、平時から協定事業者と協力する等、防災訓練を実施します。

事業名	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
概　要	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
担当部署	危機管理室　地域防災課、福祉部　地域共生課

事業名	避難所開設・運営訓練の実施
概　要	市内公立小学校で実施する避難所開設・運営訓練において、市内の障がい者団体等に避難者役として参加を呼びかけ、当事者の目線から直接意見を得ることで、障がい者に配慮した避難所環境整備を目指します。
担当部署	危機管理室　地域防災課

事業名	NET119
概　要	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して 119 番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用登録を行います。
担当部署	福祉部　障がい者支援課、消防局　指令課

まちづくり・居住環境整備

現状と課題

- 国では、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を制定し、平成 18 年 12 月より施行しました。これは、従来の「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）と「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）を一体とする形で制定したものです。
- このバリアフリー法の施行を受け、本市では、「市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を制定しており、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによりその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するための様々な基準（歩道の有効幅員や勾配等）を定めています。
- また、本市では、「市川市交通バリアフリー基本構想」を平成 15 年に策定しており、「人にやさしいまちづくり」の一環として、「人にやさしい道づくり事業」や「公園のバリアフリー化事業」等を実施しています。
- このほか、千葉県では、「千葉県福祉のまちづくり条例」を平成 8 年に制定しました。この条例では、高齢者、障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するため、知事が公益的施設等の構造及び設備の整備に関する必要な基準を定め、公益的施設等の所有者・管理者が当該公共的施設等をこの基準に適合させるよう努めなければならない旨等を規定しています。
- 居住環境の整備に関することとしては、本市ではこれまで、障がい者等の居宅のバリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成や、日常生活用具の購入費に係る地域生活支援事業費等の支給等を行っているほか、障害者手帳所持者等に対する市営住宅空家入居希望者の登録制度を実施しています。
- 平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対

し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとするとされています。このほか、本市では、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部と共同で、住宅に困窮する市民の方へ、民間賃貸住宅のあっせんを行っています。

➢ 障がい者等の地域における住まいの一つであるグループホームに関しては、新たな類型として平成 30 年度から「日中サービス支援型」ができました。障がい者の地域における生活の場としてグループホームは重要であり、その運営の支援や入居者に対する助成は依然として必要である一方、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されています（令和 3 年 6 月 28 日厚生労働省社会保障審議会第 113 回障害者部会資料より）。

施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修費の助成等を継続し、障がい者等が地域で安心して生活していくことができる生活環境の整備を図ります。また、グループホームの開設・運営に係る補助や入居者の家賃負担に対する助成を引き続き実施していく一方で、状況を見ながら、補助制度等の見直しを検討していきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	人にやさしい道づくり重点地区整備事業		
事業概要	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径 500m 以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。		
指　標			
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	1 箇所	1 箇所	1 箇所
担当部署	道路交通部　道路建設課		

事業名	グループホームの開設・運営、入居者の家賃負担に対する支援		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。また、入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。		
指　標	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数（事業所数）、 被助成者数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	実施 67 件 410 人	実施 69 件 430 人	実施 71 件 450 人
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

« その他の事業 »

事業名	公園施設のバリアフリー等
概　要	街づくり部　公園緑地課
担当部署	出入口のスロープ化等により段差解消を図るほか、インクルーシブ遊具の整備を進め、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

事業名	（仮称）断熱あんしん住宅助成事業
概　要	街づくり部　街づくり整備課
担当部署	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅において、断熱化、防災性向上、バリアフリー化の改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー化又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。

⑹　地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～

障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

現状と課題

➢　法制度の整備と理解の広がり

平成 17 年の「発達障害者支援法」の施行により社会的な定義や理解が少しずつ進んできたことに加え、令和 8 年 4 月には「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。これらの法律の整備により、外見からは分かりにくい障がいに対する社会的な支援体制の構築や、理解の促進がさらに進みつつあります

➢　差別の解消と「合理的配慮」への取組

市では平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」に合わせ、相談窓口を設置し、差別をなくすための取組や、障がいのある方が日常生活で困っている障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供に関する相談を受け付けてきました。また、市の職員に対しても、障がいを理由とした差別をなくすための研修を継続して行っています。

➢　民間事業者への義務化

令和 6 年 4 月からは法律が改正され、行政機関だけでなく、一般の会社やお店などの「民間事業者」に対しても、合理的配慮の提供が義務づけられました。これにより、地域社会全体で障がいへの理解をいっそう深めることが必要となっています。

➢　地域や学校での交流の広がり

小中義務教育学校における「福祉教育」での交流やボランティア活動のほか、各地域で住民や行政が協力して進める「地域ケアシステム」の話し合いに障がい者団体が参加するなど、地域の中での関わりと支え合いが進んでいます。

➢　「外見からは分かりにくい障がい」への理解

発達障害や高次脳機能障害などは、周囲から症状や困りごとが気づかれにくいという特性があります。それぞれの法律が施行されたものの、障がいの特徴は一人ひとり異なるため、これらを「違い」や「個性」として正しく理解し、個々に合わせた柔軟な配慮やサポートを行っていくことが依然として求められます。

➢　民間事業者や地域全体への「合理的配慮」の浸透

法律の改正により、民間事業者も合理的配慮を提供することが義務となりま

したが、まだ十分に浸透しているとは言えません。行政だけでなく、市民や事業者の皆様が共に障がいへの理解を深め、必要な配慮を「当たり前に行える社会」をつくっていく必要があります。

➢ 地域での交流とつながりの強化

差別や偏見をなくすためには、お互いをよく知ることが不可欠です。障がいのある方と地域住民が日常的にふれあい、交流できる機会をさらに増やしていくことが求められています。

施策の基本方針

市民や事業者への啓発、そして市職員への研修をさらに充実させ、地域社会全体で差別をなくし、合理的配慮が当たり前に提供されるまちづくりを進めます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	障がいに関する理解啓発事業		
事業概要	「障害者基本法」第９条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。		
指　標	実施の有無		
目　標	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	実施	実施	実施
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

事業名	福祉の店運営支援事業		
事業概要	障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。		
指　標	出店回数		
目　標	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	340 回	340 回	340 回
担当部署	福祉部　障がい者施設課		

« その他の事業 »

事業名	市新規採用職員に対する研修
概　要	福祉部　障がい者支援課
担当部署	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。

事業名	市職員に対する研修・啓発
概　要	福祉部　障がい者支援課
担当部署	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

事業名	福祉教育の推進
概　要	各小中義務教育学校において、市川市社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者の方々との交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。
担当部署	学校教育部　指導課

事業名	地域ケアシステム推進事業
概　要	地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増え、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。
担当部署	福祉部　地域共生課

支援人材の確保と質の向上

現状と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計（全体）」によれば、本市の生産年齢人口（15～64 歳）割合は、2015 年の 67.4%から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口（65 歳以上）割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、令和 5 年度は、「介護サービス」が 3.84 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 2.49 倍と、全産業の 0.99 倍を大きく上回っており、依然として福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針（令和 7 年度～令和 11 年度）」による）。このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」）に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章　社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」が示されました。この指針では、関係者が取り組む人材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の 5 つの大項目が掲げられています。
- また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、（福祉・介護サービス従事者の）処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として

「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

➢　千葉県においても、平成 20 年 9 月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成 26 年 3 月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」（平成 26 年度～平成 30 年度）を策定し、令和 2 年 3 月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」（令和元年度～令和 5 年度）を策定しています。令和 7 年 5 月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の 3 つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

➢　令和８年６月に障害福祉サービス等報酬改定が実施され、新たに計画相談支援及び障害児相談支援などが処遇改善加算の対象となりました。

➢　これらを踏まえ、本市においても、福祉サービスの意義や重要性についての啓発や、福祉人材の育成・定着に資する研修の実施等を進めていきます。

施策の基本方針

➢　福祉人材の育成、定着に資するよう、また、事業者同士の横のつながりを深め、“顔の見える関係”を構築していけるよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。また、障害者相談支援、精神保健に関する相談支援等、様々な面において人材の確保が求められていますので、職員任用や業務委託等、様々な手法による支援人材の確保も検討していきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	市川市自立支援協議会との協働による研修		
事業概要	市川市自立支援協議会の各部会（相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会）と協働して、障がい者福祉に従事する方の育成・定着や質の向上に資する研修を実施します。また、当該研修は、市が行う指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に対する指導とも効果的に連携していきます。		
指　標	研修の実施回数		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	2 回	2 回	2 回
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

連携強化、支援体制整備

現状と課題

- ここまで述べてきた様々な支援や施策については、行政、障害福祉サービス事業者等その他の関係機関が有機的な連携のもとで行っていくことが重要で、様々な機関同士の情報の共有や地域における課題の抽出・整理などにより、必要な社会資源の整備（障がいのある方を支援する体制の整備）につなげていくことが必要です。
- 連携や情報共有、体制整備に資するものとしては、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定される「協議会」が主となります。従来は、「地域自立支援協議会」は、「地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議」として地域生活支援事業に位置付けられていましたが、平成 24 年 4 月より「自立支援協議会」として障害者自立支援法に法定化されました（平成 25 年 4 月からは障害者総合支援法が施行、「協議会」として規定）。
- 市川市においては、平成 20 年 2 月に「市川市地域自立支援協議会」を設置し、同年 3 月に最初の会議を開きました。これ以降、年数回会議を開くとともに、相談支援、生活支援、就労支援、こどもの各専門部会を順次設置し、関係機関相互の連携や、地域における課題の抽出・整理を行っています。
- 令和 4 年 12 月には、障害者総合支援法の改正が行われました。これにより、協議会に関する規定も改正となり、①協議会の役割として「障がい者等の適切な支援に関する情報共有」が明記され、②必要に応じて協議会から関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができること（同時に、関係機関等は協力するよう努めること）、③協議会の事務に従事する者・していた者は正当な理由なしに協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが法定化されました。これにより、今後さらに、協議会において個別事例から地域課題を抽出・整理し、支援体制の整備を進めていくことが求められます。
- また、令和 4 年 12 月の障害者総合支援法の改正では、基幹相談支援センターに関する規定も改正となり、基幹相談支援センターの役割として新たに「法第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務」も追加されました。これにより、協議会の運営への関与を通じた“地域づくり”を基幹相談支援センターも担っていくことになります。本市ではこれまでも行っ

てきたことではありますが、基幹相談支援センターえくるの個別事例から整理した課題を市川市自立支援協議会（基幹相談支援センター運営協議会など）で検討するなどして、障がいのある方を支援する体制の整備を行っていきます。

➢　このほか、「連携」に関しては、関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならないことが、指定障害福祉サービス事業者などの責務として法律等に規定されています。

施策の基本方針

➢　市川市自立支援協議会及び各部会を定期的に開催し、関係機関間の情報共有や、基幹相談支援センターえくる等の個別事例を通じた課題整理や必要に応じたニーズ調査などにより、地域の支援体制の整備を推進していきます。また、研修の実施などにより、事業者や関係機関や行政との連携の強化、“顔の見える関係づくり”を図っていきます。

施策の内容

« 重点事業 »

事業名	市川市自立支援協議会の開催		
事業概要	市川市自立支援協議会及び各専門部会を定期的に開催することで、地域における課題を共有し、検討していきます。		
指　標	市川市自立支援協議会の開催		
目　標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	開催	開催	開催
担当部署	福祉部　障がい者支援課		

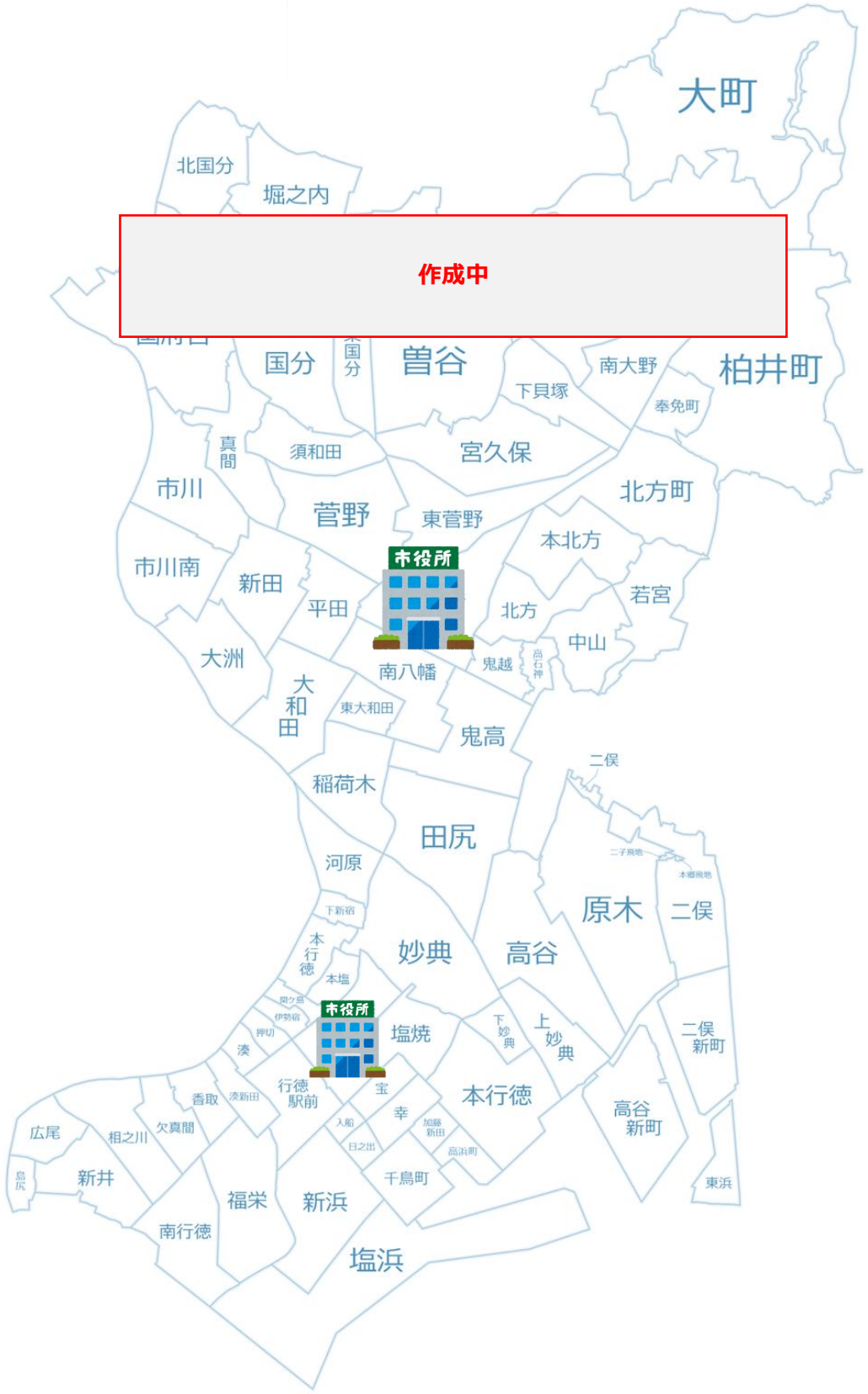
資料⑤

第３章

第８期市川市障害福祉計画

第４期市川市障害児福祉計画

1　市川市内の主な障がい者・障がい児向けサービス



2　計画の方向性

第８期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。

また、第４期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者総合支援法における理念や、国の策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」等を踏まえ、本計画では、次の６つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

⑴	**障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援**
⑵	**障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施**
⑶	**入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**
⑷	**地域共生社会の実現に向けた取組**
⑸	**障がい児の健やかな育成のための発達支援**
⑹	**障がい者の社会参加を支える取組・定着**

⑴ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己選択と自己決定を尊重するとともに、[redacted]限差した考え方の提供

整理中

⑵ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、地域で必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

なお、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等についても、障害者総合支援法に基づくサービスの対象となっていることから、その旨の周知を行う等、必要な障害福祉サービスの活用が促されるよう取り組んでいきます。

⑶ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりの更なる推進、法律や制度に基づかない形で提供されるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。整備に当たっては、医療的ケアの必要な方や強度行動障害の状態にある方などの重度障がい者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保するよう努めます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備を更に進めるとともに、これらの機能を強化します。機能の強化に当たっては、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据えた、障がい種別にかかわらないものとします。

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、基幹相談支援センターとの役割分担を明確化し、効果的な連携が確保できるようにします。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、千葉県と連携しながら、本市における精神保健医療福祉の一体的な取組を推進し、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に進めていきます。

支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有す児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制となるようにします。

また、本市におけるニーズを踏まえた上で、サービス提供体制を整備するとともに、専門人材の確保、育成を図ります。

⑷ 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題が複雑化、複合化している中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。

取組に当たっては、「市川市地域福祉計画」及び「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」等との整合性を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進めながら、より一層の体制整備を進めていきます。

⑸ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

⑹ 障がい者の社会参加を支える取組・定着

障がい者等が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

特に、『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮、地域における社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図っていきます。

これら６つの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和 9～11 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

3　成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次の項目について、令和 11 年度末を目標年度として、目標や活動指標を設定します。

⑴	**施設入所者の地域生活への移行を進めます。**
⑵	**精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。**
⑶	**福祉施設から一般就労への移行を促進します。**
⑷	**障がい児支援の提供体制を整備します。**
⑸	**地域生活支援の充実を図ります。**
⑹	**相談支援体制を充実・強化します。**
⑺	**障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。**

⑴ 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

項目	目標値	備考
令和 11 年末時点の地域生活への移行者数	●人	令和７年度末時点の施設入所者●人の6%に相当する人数。
令和 11 年度末時点の施設入所者数	●人	令和７年度末時点の施設入所者●人を 5%削減した人数。
地域生活への移行支援	●回／年	障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数。

目標達成に向けた主な取組

- ➢
- ➢

整理中

⑵ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

令和 11 年度末の目標	長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数） ●人（千葉県による設定）

保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域ごとに協議の場が設置されています。

本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置しており、上記目標値を達成するために、次のとおり活動指標を設定します。

項目	活動指標	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	●回／年	協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の 1 年間の開催回数の見込み。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	●人／年	協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	●	協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場における、目標設定、活動状況の把握、評価の見込み。

⑶ 福祉施設から一般就労への移行を促進します。

項目	目標値	備考
就労移行支援事業等を通じて、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数	●人	令和 6 年度中に一般就労へ移行した●人の 1.31 倍。
就労移行支援事業における、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数	●人	就労移行支援事業における、令和 6 年度中に一般就労へ移行した●人の 1.41 倍。
一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上	就労継続支援 A 型事業における、令和 6 年度中に一般就労へ移行した●人の 1.52 倍。
就労継続支援 A 型事業における、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数	●人	就労継続支援 B 型事業における、令和 6 年度中に一般就労へ移行した●人の 1.67 倍。
就労継続支援 B 型事業における、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数	●人	令和 6 年度中に就労定着支援事業の利用者数の 1.47 倍。
就労労定着支援事業における、令和 11 年度中の年間利用者数	●人	令和 6 年度中に就労定着支援事業の利用者数の 1.47 倍。
就労定着支援事業における、令和 11 年度の就労定着率が 70%以上の事業所数の割合	25%以上	

目標達成に向けた主な取組

- 和７年 10 月から、本人の自立に向けた一般就労への意向を含め、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援する就労選択支援事業が開始され、本市では、令和８年７月現在で、２事業所でサービスが提供されています。
- 就労選択支援の開始により、令和７年 10 月から就労継続支援 B 型の利用対象は、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」となりました。
- 令和９年４月からは、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援 A 型を利用する場合や、就労移行支援における標準利用期間（原則２年間）を超えて利用する場合においても、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となります。
- このことから、利用ニーズの増加が見込まれる就労選択支援の提供体制の確保に努めていきます。

整理中

⑷ 障がい児支援の提供体制を整備します。

令和 11 年度末の目標	
令和 11	整理中
令和 11 年度末の目標	
令和 11 年度末の目標	
令和 11 年度末の目標	
令和 11 年度末の目標	

項目	活動指標	備考
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		
保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充		
ライフサポートファイルの普及・活用のための講習会の開催		
ペアレントプログラム受講者数		
ペアレントプログラム実施者数		

⑸ 地域生活支援の充実を図ります。

令和 11 年度末の目標	地域生活支援拠点等の有する機能の充実を図る。

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターの配置	●人	令和 9 年度　●人 令和 10 年度　●人 令和 11 年度　●人
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等に担当者を配置	●人	
地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討	年●回以上実施	

障がい者の地域生活への移行や地域生活支援を充実が図れるよう、本市では令和 2 年度から面的な体制により地域生活支援拠点等の整備を進めています。機能の充実を図るため、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）について検証及び検討をすることとします。

また、強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図るため、令和 11 年度末までに、強度行動障害のある者について、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備するよう努めます。

整理中

⑹ 相談支援体制を充実・強化します。

令和 11 年度末の目標	相談支援体制の充実、強化に向けた取組の実施体制を確保する。

項目	目標値	備考

項目	目標値	備考

➢ 障害福祉サービス等の利用に当たっては、サービス等利用計画の作成が必要となりますが、本市では、相談支援専門員の不足等の理由から、障がい者本人や家族がサービス等利用計画を作成する、いわゆるセルフプランの割合が県内の平均と比較し高くなっています。

セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、「のぞまないセルフプラン」の件数をゼロにします。

整理中

⑺ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

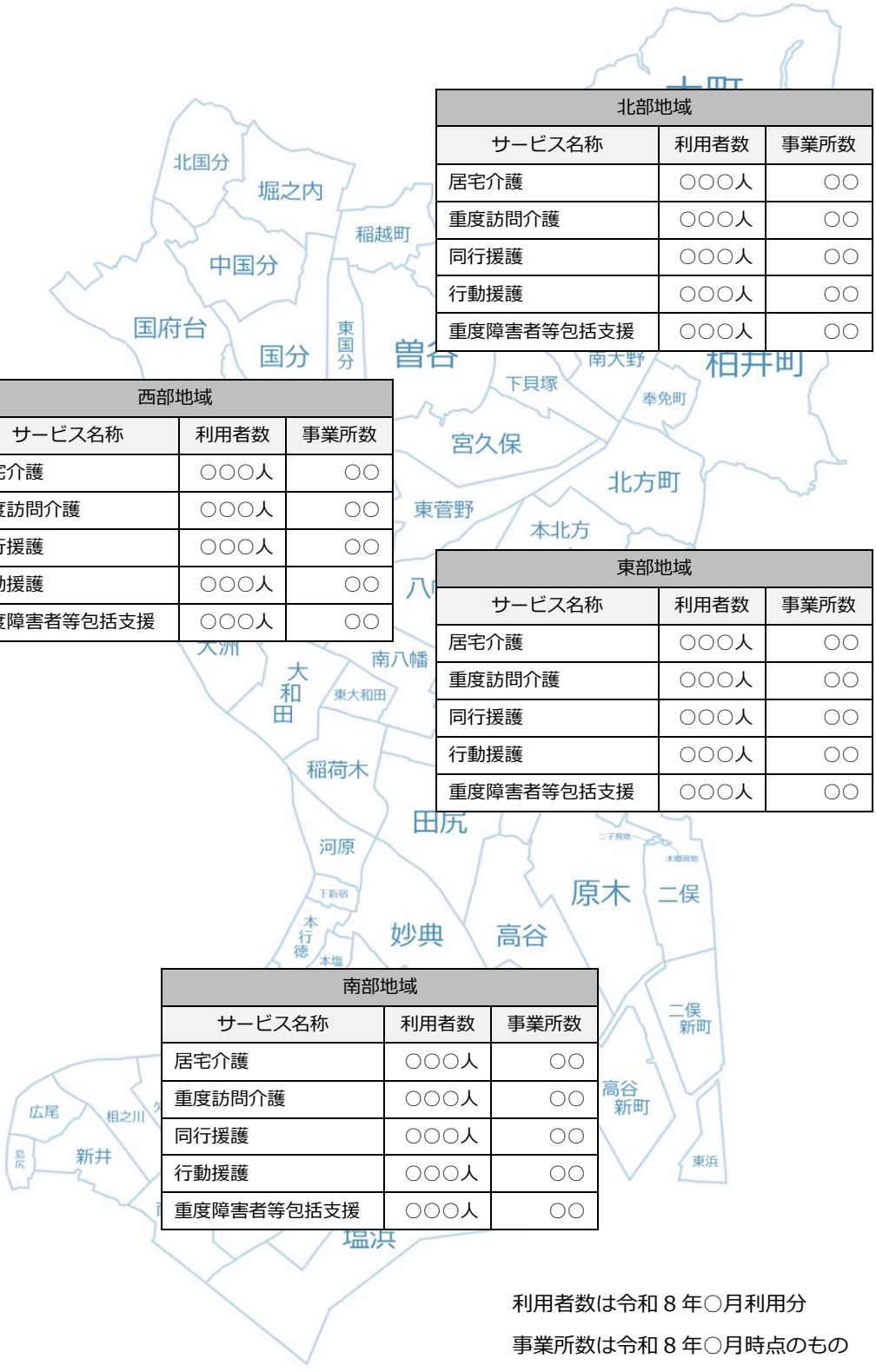
令和 11 年度末の目標	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

項目	活動指標	備考
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	●人／年	
障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 ●回／年	

4　障害者総合支援法に係るサービス等

(1)　障害福祉サービスの整備

訪問系サービス



北部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
居宅介護	○○○人	○○
重度訪問介護	○○○人	○○
同行援護	○○○人	○○
行動援護	○○○人	○○
重度障害者等包括支援	○○○人	○○

西部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
居宅介護	○○○人	○○
重度訪問介護	○○○人	○○
同行援護	○○○人	○○
行動援護	○○○人	○○
重度障害者等包括支援	○○○人	○○

東部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
居宅介護	○○○人	○○
重度訪問介護	○○○人	○○
同行援護	○○○人	○○
行動援護	○○○人	○○
重度障害者等包括支援	○○○人	○○

南部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
居宅介護	○○○人	○○
重度訪問介護	○○○人	○○
同行援護	○○○人	○○
行動援護	○○○人	○○
重度障害者等包括支援	○○○人	○○

利用者数は令和８年○月利用分

事業所数は令和８年○月時点のもの

○ 事業内容

サービス名称	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	重度の肢体不自由等により常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	実人数／月			
	時　間／月			
重度訪問介護	実人数／月			
	時　間／月			
同行援護	実人数／月			
	時　間／月			
行動援護	実人数／月			
	時　間／月			
重度障害者等包括支援	実人数／月			
	時　間／月			

整理中

○ 現状と課題

➢

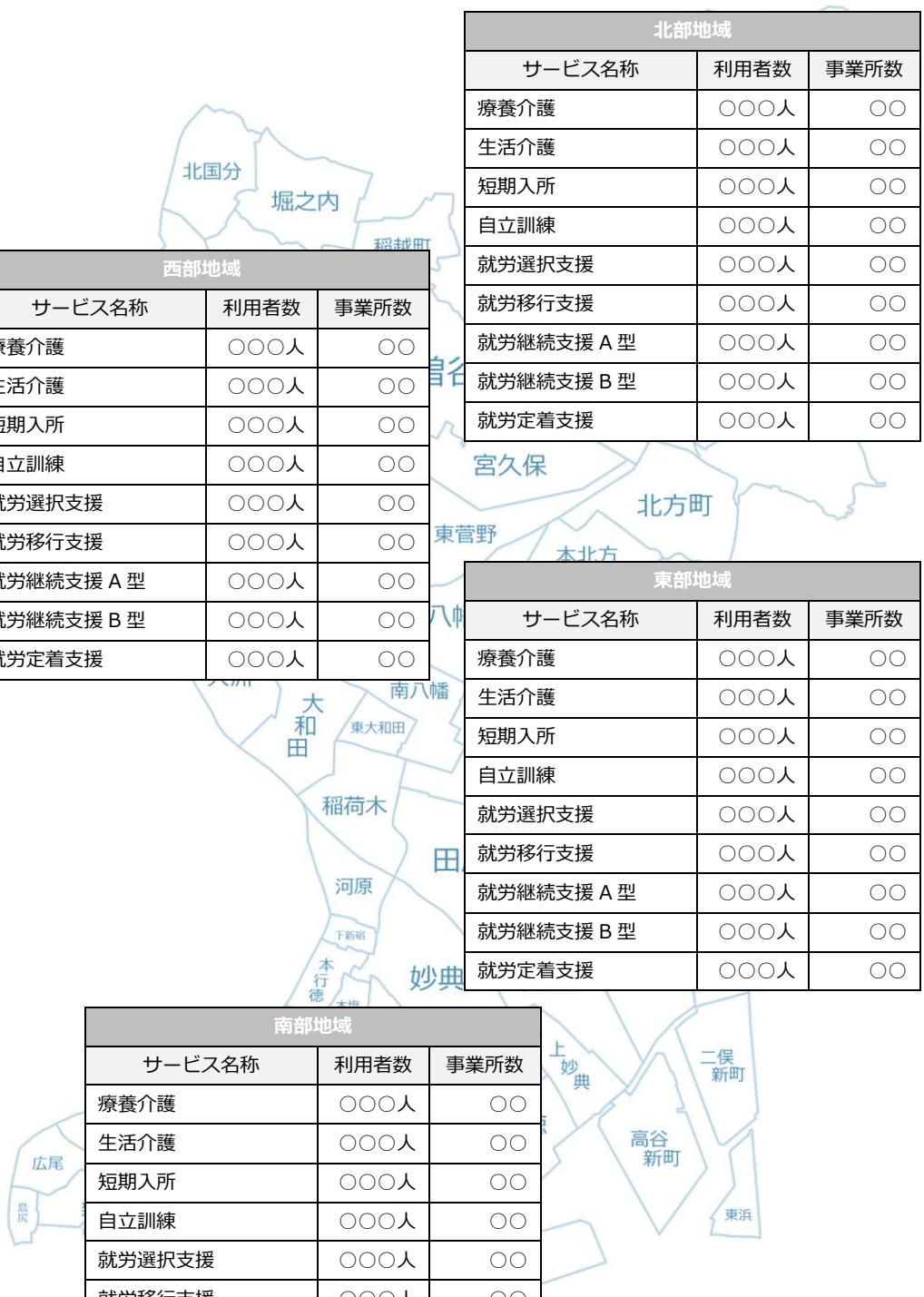
➢

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

日中活動系サービス



北部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
療養介護	○○○人	○○
生活介護	○○○人	○○
短期入所	○○○人	○○
自立訓練	○○○人	○○
就労選択支援	○○○人	○○
就労移行支援	○○○人	○○
就労継続支援 A 型	○○○人	○○
就労継続支援 B 型	○○○人	○○
就労定着支援	○○○人	○○

西部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
療養介護	○○○人	○○
生活介護	○○○人	○○
短期入所	○○○人	○○
自立訓練	○○○人	○○
就労選択支援	○○○人	○○
就労移行支援	○○○人	○○
就労継続支援 A 型	○○○人	○○
就労継続支援 B 型	○○○人	○○
就労定着支援	○○○人	○○

東部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
療養介護	○○○人	○○
生活介護	○○○人	○○
短期入所	○○○人	○○
自立訓練	○○○人	○○
就労選択支援	○○○人	○○
就労移行支援	○○○人	○○
就労継続支援 A 型	○○○人	○○
就労継続支援 B 型	○○○人	○○
就労定着支援	○○○人	○○

南部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
療養介護	○○○人	○○
生活介護	○○○人	○○
短期入所	○○○人	○○
自立訓練	○○○人	○○
就労選択支援	○○○人	○○
就労移行支援	○○○人	○○
就労継続支援 A 型	○○○人	○○
就労継続支援 B 型	○○○人	○○
就労定着支援	○○○人	○○

利用者数は令和８年○月利用分

事業所数は令和８年○月時点のもの

○ 事業内容

サービス名称	サービスの内容
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
生活介護	常に介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動等の機会の提供を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、短期間、施設で必要な介護等を行います。。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を一定期間行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、生活力の維持・向上のために必要な支援・訓練を一定期間行います。
宿泊型自立訓練	将来の地域生活や一人暮らしができるよう、一定期間、夜間や休日に施設に宿泊しながら、家事や身の回りの管理などの訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労継続支援 A 型	一般企業での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
療養介護	実人数／月			
生活介護	実人数／月			
	延人数／月			
強度行動障害の状態にある方	実人数／月			
	延人数／月			
高次脳機能障害を有する方	実人数／月			
	延人数／月			
医療的ケアを必要とする方	実人数／月			
	延人数／月			
短期入所（福祉型）	実人数／月			
	延人数／月			
強度行動障害の状態にある方	実人数／月			
	延人数／月			
高次脳機能障害を有する方	実人数／月			
	延人数／月			
医療的ケアを必要とする方	実人数／月			
	延人数／月			
短期入所（医療型）	実人数／月			
	延人数／月			
強度行動障害の状態にある方	実人数／月			
	延人数／月			
高次脳機能障害を有する方	実人数／月			
	延人数／月			
医療的ケアを必要とする方	実人数／月			
	延人数／月			

整理中

		単位	見込量		
			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立訓練（機能訓練）		実人数／月			
		時　間／月			
自立訓練（生活訓練）		実人数／月			
		延人数／月			
	精神障がい者	実人数／月			
		延人数／月			
宿泊型自立訓練		実人数／月			
就労選択支援		実人数／月			
就労移行支援		実人数／月			
		時　間／月			
就労継続支援 A 型		実人数／月			
		時　間／月			
就労継続支援 B 型		実人数／月			
		時　間／月			
就労定着支援		実人数／月			

○ 現状と課題

➢

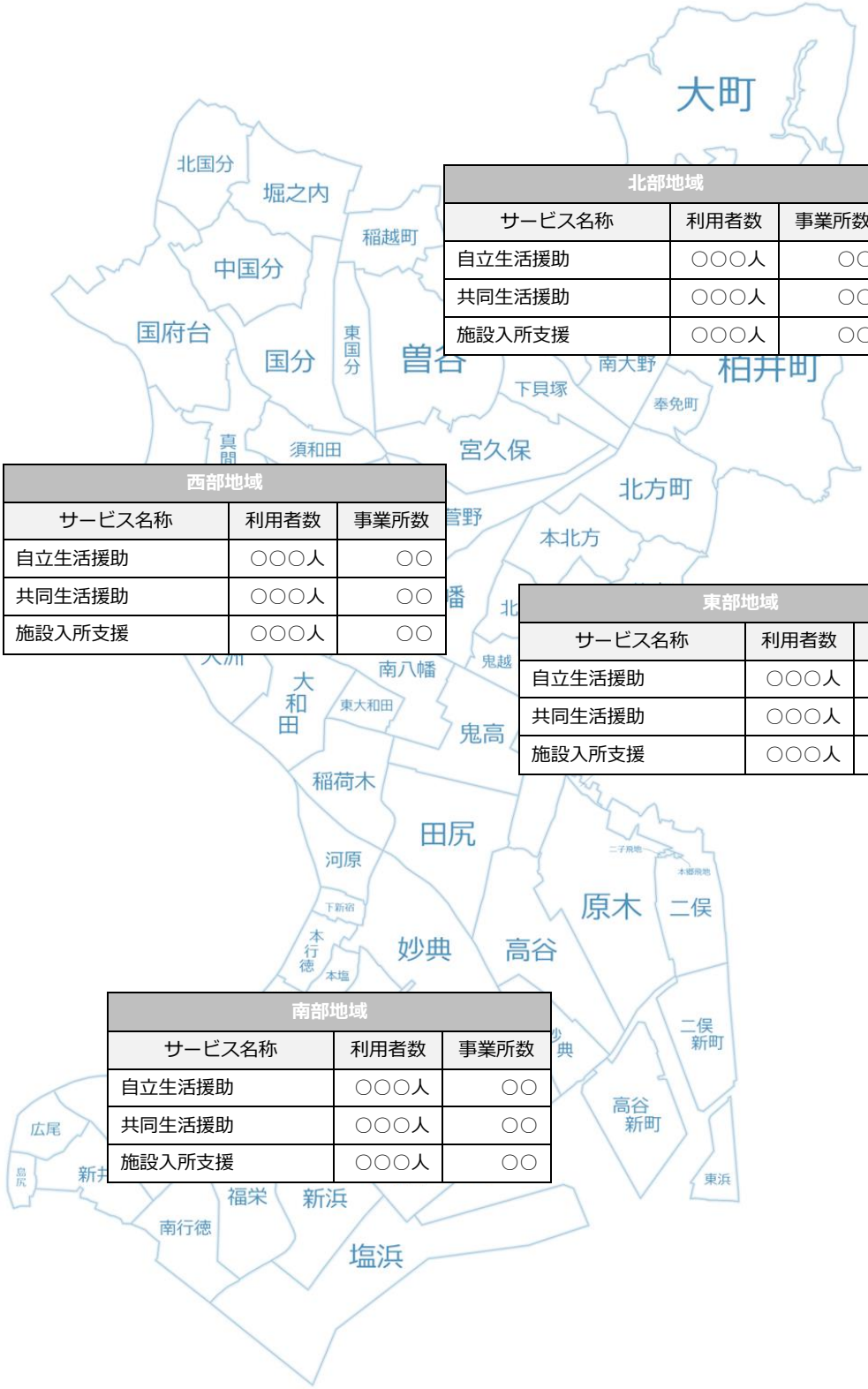
➢

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

居住系サービス



北部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
自立生活援助	○○○人	○○
共同生活援助	○○○人	○○
施設入所支援	○○○人	○○

西部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
自立生活援助	○○○人	○○
共同生活援助	○○○人	○○
施設入所支援	○○○人	○○

東部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
自立生活援助	○○○人	○○
共同生活援助	○○○人	○○
施設入所支援	○○○人	○○

南部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
自立生活援助	○○○人	○○
共同生活援助	○○○人	○○
施設入所支援	○○○人	○○

利用者数は令和８年○月利用分

事業所数は令和８年○月時点のもの

○ 事業内容

サービス名称	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排せつ等の介護などを行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方に対しては、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	実人数／月			
	延人数／月			
共同生活援助	実人数／月			
	延人数／月			
強度行動障害の状態にある方	実人数／月			
	延人数／月			
高次脳機能障害を有する方	実人数／月			
	延人数／月			
医療的ケアを必要とする方	実人数／月			
	延人数／月			
施設入所支援	実人数／月			
	延人数／月			

整理中

○ 現状と課題

➢

➢

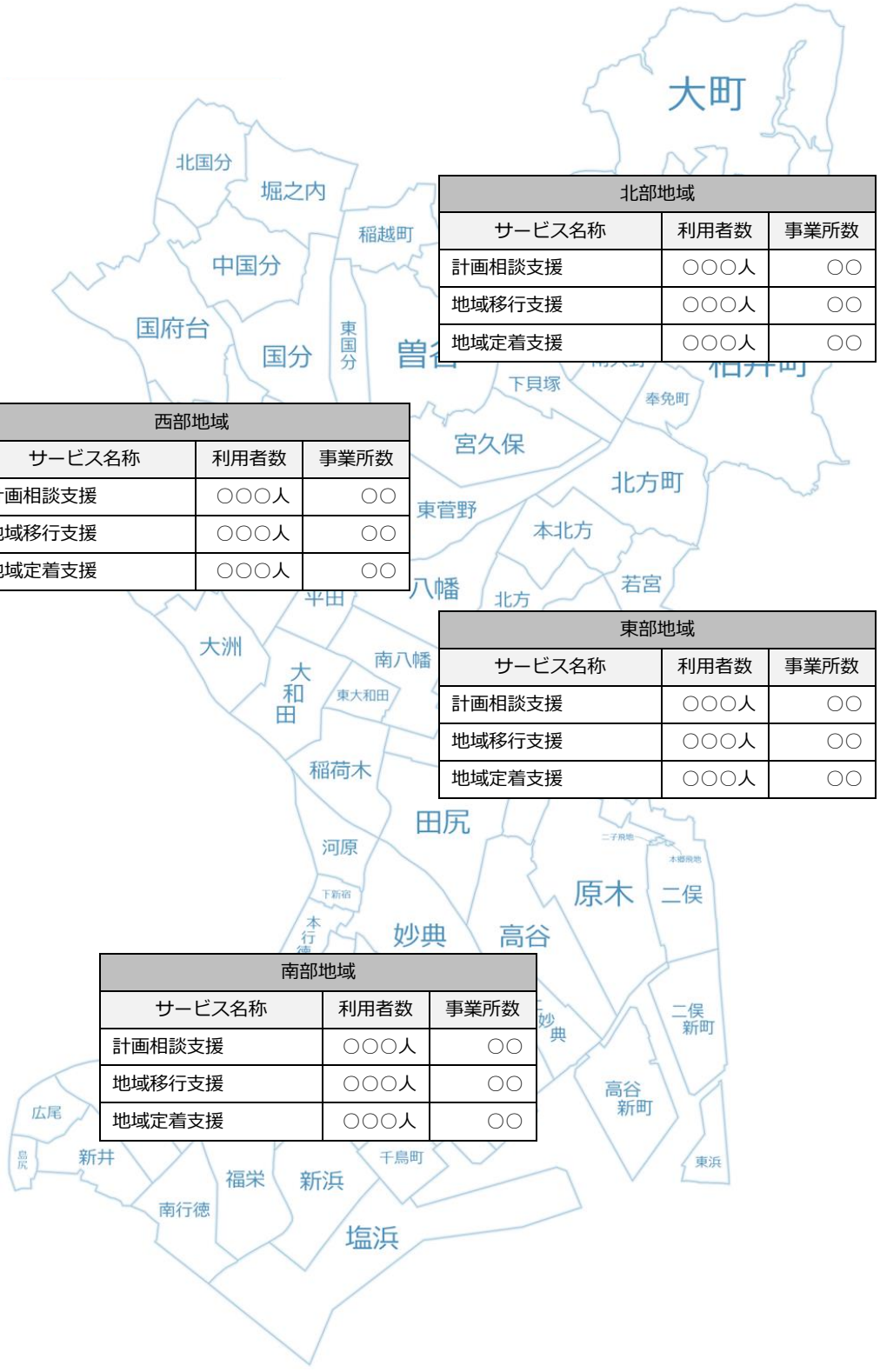
○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

⑵　相談支援の整備

相談系サービス



北部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
計画相談支援	○○○人	○○
地域移行支援	○○○人	○○
地域定着支援	○○○人	○○

西部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
計画相談支援	○○○人	○○
地域移行支援	○○○人	○○
地域定着支援	○○○人	○○

東部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
計画相談支援	○○○人	○○
地域移行支援	○○○人	○○
地域定着支援	○○○人	○○

南部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
計画相談支援	○○○人	○○
地域移行支援	○○○人	○○
地域定着支援	○○○人	○○

○ 事業内容

サービス名称	サービスの内容
計画相談支援	
地域移行支援	
地域定着支援	

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援				
地域移行支援				
地域定支援	実人数／月			

整理中

○ 現状と課題

➢

➢

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

⑶　地域生活支援事業の整備

理解促進研修・啓発事業（必須事業）

○ 事業内容

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修･啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
理解促進研修･啓発事業	実施の有無			

○ 現状と課題

整理中

➢

➢

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

自発的活動支援事業（必須事業）

○ 事業内容

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し「心のバリアフリー」の推進及び地域共生社会の実現を図ります。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自発的活動支援事業	実施の有無			

○ 現状と課題

➢

➢

整理中

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

相談支援支援事業（必須事業）

○ 事業内容

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者相談支援事業	箇所			
基幹相談支援センター	箇所			
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無			
住宅入居等支援事業	実施の有無			

○ 現状と課題

-
-

整理中

○ 見込量を確保するための方策

-
-

成年後見制度利用支援事業（必須事業）

○ 事業内容

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者につき、福祉を図るため特に必要があると認めるときに、家庭裁判所に後見開始の審判の請求等を行います。また、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方等について、経済的負担を軽減するため助成金を支給します。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数			

○ 現状と課題

➢

➢

整理中

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

○ 事業内容

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無			

○ 現状と課題

➢

➢

整理中

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

意思疎通支援事業（必須事業）

○ 事業内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等の社会的自立となる意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続等の利便を図ります。
要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。
失語症会話パートナー派遣事業	言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者派遣事業	実利用人数/年			
要約筆記者派遣事業	延利用人数/年			
手話通訳者設置事業	設置人数			
要約筆記者設置事業	設置人数			
失語症会話パートナー派遣事業	実利用人数/年			
	延利用人数/年			

○ 現状と課題

-
-

整理中

○ 見込量を確保するための方策

-
-

日常生活用具給付等事業（必須事業）

○ 事業内容

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

用具の用途	主な具体例
介護・訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具。
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消といった、障がい者等の居宅生活動作等を円滑にするための用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	延給付件数/年			
自立生活支援用具	延給付件数/年			
在宅療養等支援用具	延給付件数/年			
情報・意思疎通支援用具	延給付件数/年			
排せつ管理支援用具	延給付件数/年			
居宅生活動作補助用具	延給付件数/年			

○ 現状と課題

-
-

整理中

○ 見込量を確保するための方策

-
-

手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

○ 事業内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了見込み者数			

○ 現状と課題

➢

➢

作成中

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

移動支援事業（必須事業）

○ 事業内容

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の社会参加のため、外出の支援を行います。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
移動支援事業	事業所数			
	実利用人数／年			
	延利用人数／年			

○ 現状と課題

➢

➢

整理中

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

○ 事業内容

障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、事業の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の３種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な事業	事業の内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	基礎的事業を行います。従前の小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

○ サービスの見込

	単位	見込量		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域活動支援センターⅠ型	設置個所			
	平均実利用人数/年			
地域活動支援センターⅡ型	設置個所			
	平均実利用人数/年			
地域活動支援センターⅢ型	設置個所			
	平均実利用人数/年			

○ 現状と課題

-
-

整理中

○ 見込量を確保するための方策

-
-

市が自主的に取り組む事業（任意事業）

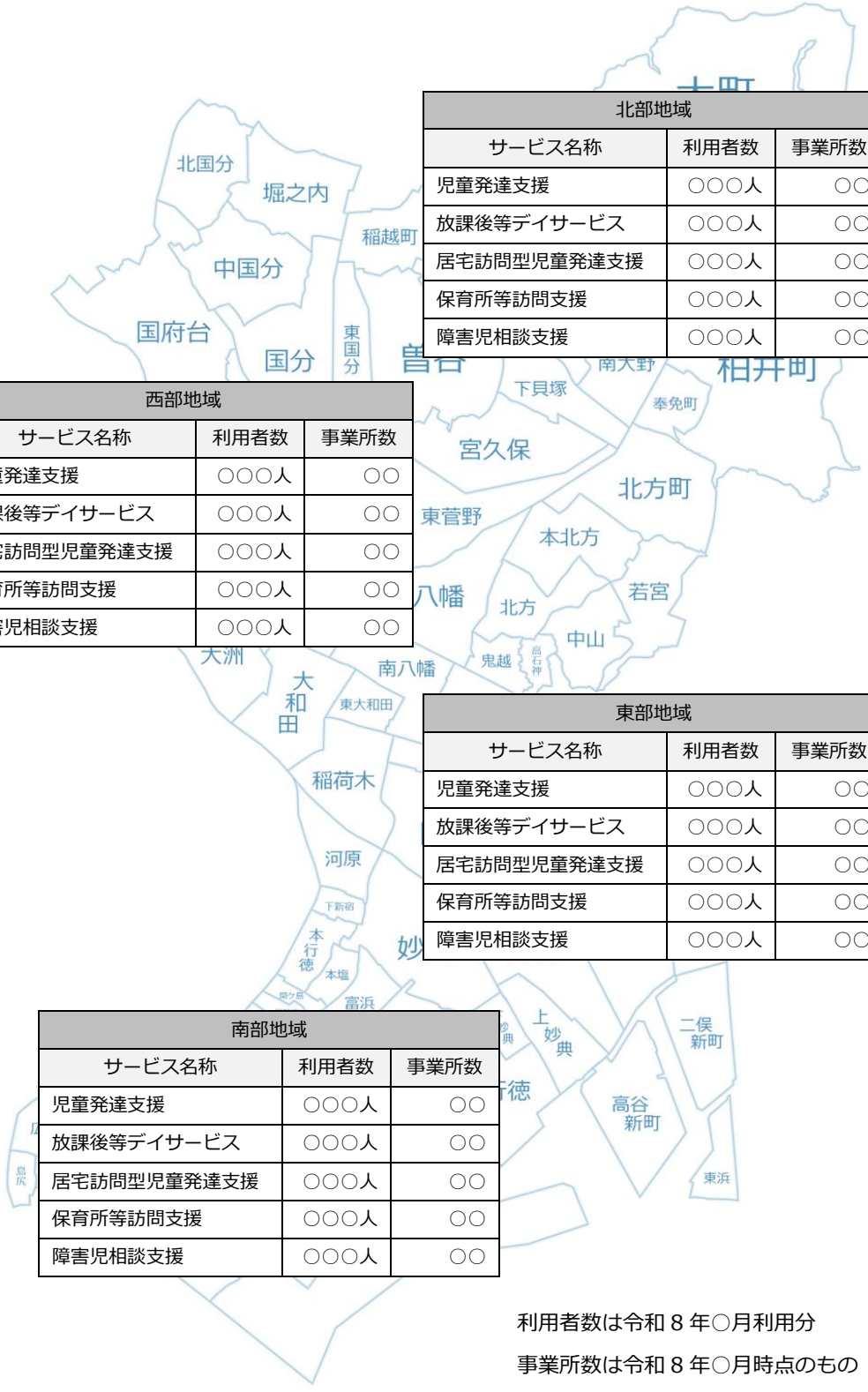
事業名		事業の内容
訪問入浴サービス事業		訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。
日中一時支援事業		日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業		視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
社会参加促進事業	失語症会話パートナー派遣事業	
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資するレクリエーション活動などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
	芸術・文化講座開催等事業	障がい者等の作品展、音楽会などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳や音声訳による広報紙を発行します。
	自動車運転免許取得助成事業	障がい者等が自動車運転免許を取得する際、取得に要する費用の一部を助成します。

事業名		事業の内容
	自動車改造助成事業	上肢、下肢又は体幹に重度の障がいを有する身体障がい者が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。
重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業		
重度障害者等就労支援特別事業		

5　児童福祉法に係るサービス

(1)　障害児通所支援等の整備

障害児通所支援・障害児相談支援



北部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
児童発達支援	○○○人	○○
放課後等デイサービス	○○○人	○○
居宅訪問型児童発達支援	○○○人	○○
保育所等訪問支援	○○○人	○○
障害児相談支援	○○○人	○○

西部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
児童発達支援	○○○人	○○
放課後等デイサービス	○○○人	○○
居宅訪問型児童発達支援	○○○人	○○
保育所等訪問支援	○○○人	○○
障害児相談支援	○○○人	○○

東部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
児童発達支援	○○○人	○○
放課後等デイサービス	○○○人	○○
居宅訪問型児童発達支援	○○○人	○○
保育所等訪問支援	○○○人	○○
障害児相談支援	○○○人	○○

南部地域		
サービス名称	利用者数	事業所数
児童発達支援	○○○人	○○
放課後等デイサービス	○○○人	○○
居宅訪問型児童発達支援	○○○人	○○
保育所等訪問支援	○○○人	○○
障害児相談支援	○○○人	○○

利用者数は令和８年○月利用分

事業所数は令和８年○月時点のもの

○ 事業内容

サービス名称	サービスの内容
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を提供します。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後又は休日において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいで外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

サービスの見込

	単位	見込量		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	実人数／月			
	延人数／月			
放課後等デイサービス	実人数／月			
	延人数／月			
居宅訪問型児童発達支援	実人数／月			
	延人数／月			
保育所等訪問支援	実人数／月			
	延人数／月			
障害児相談支援	実人数／月			

整理中

○ 現状と課題

➢

➢

○ 見込量を確保するための方策

➢

➢

障碍者に関わる行政、民間法人、民間事業所や類する人たちに、深い敬意と感謝の意を表します
私たちワーカーズトークでは考えられる施策や意見を述べたいと思います
① 福祉従事者のマンパワー不足に関して
1，新人福祉従事者や福祉所帯に対する教育助成金や福祉所帯助成金の支給について
市川市でも障害の福祉従事者だけではなく、総合的にみても、福祉従事者のマンパワー不足はこれからもっと厳しくなっていくと思われます。
東京都では、福祉従事者に対し給付金を出しており、一段と賃金の差が出ており市川からの人材放出もあると聞いています。
福祉従事者になっても、離職しまう人が多いと聞いておりますが、事業所に対し新人教育助成金として予算を出し、より良い福祉従事者を育てて頂きたいと思います。
また、市川市の福祉事業所で働いている所帯にも、収入が満足とは言えないと思うので、福祉所帯助成金を予算から出して頂きたいと思います。
2，障碍者専門相談支援員の数も市川市はセルフプランが多く足りていませんが
単価が低く、人数が大きくは伸びていません
障碍者専門相談支援員が、単独で仕事をできるように助成を図っていただきたいです
② 医療
1，障害者は、障害があるがゆえに、病院に通わないようにする人も多いと聞いていますので
病院に行った時には、もはや手遅れという事例も聞いているので、年に一回の健康診断の普及や周知を図って頂きたい
2、市川医師会に、病気やけがなで将来、障碍者の可能性がある人には、初診日を診断書で明らかにして患者さんに渡してほしい。受診日の初診がわからずに年金をもらえない人がいるので市川医師会に周知していただきたい
また、最近では、病気やけが、大体の傷病の他己証明ができれば、年金をもらえることもあるが、知らない人が多いので周知していただきたい
3，脳疾患や神経系統の病気でも、粘り強くすることでリハビリやマッサージにより、回復や病気の進行を遅らせることがあるので重要視し、患者様の心の癒しも考慮し、慰安的要素もあってもいいと思うので、ご理解していただきたい
4，精神障碍者には、福祉従事者だけではなく、精神障碍者のステップアップのために、医学的見地から、訪問看護の充実を図っていただきたい
5，医療のほうからの福祉や教育や地域に対し適切なアドバイスや相談が促されるようにしていただきたいです。
③自殺対策
1，去年自殺者数も多くいるが自殺原因は生涯を苦にするものが上位に上がっているが保健センターで主催しているゲートキーパーの講習を推進し、行政だけではなく民間法人や民間事業所や自治会役員や民生委員などに広げていただきたい
2、自殺の背景には孤立感が絶対にあり、地域による相談機関の周知や保健センターが配布している相談一覧ガイドなどの配布を積極的にしていただきたい
なおかつパンフレット等は、行政機関だけに置くのではなく、民間の場所でも人目に付く色んな所にはおいていただきたい、今は薬局においてあるのは承知している。
3，障碍者支援化が配布している障害者ハンドブックは、障碍者手帳配布の時や初めて相談に来た当事者や家族には渡していただきたい
当事者の団体や家族の団体などの記載がある為、受け取って、連絡すればピアカウンセリングや情報の提供につながり、安心につながる
④子育て教育
前提として、子供権利条約を重んじ、4つの柱、
生きる権利、守られる権利、学権利、参加する権利を考えながら
子ども家庭庁の子供基本法の大綱の中の子供真ん中社会の実現の為、声にならない声も聴いていくのが最善だと思う。
1，障碍児、病気の子供を持つと、離婚率が跳ねあがると聞いていますが、母子や父子家庭には、手厚い福祉サービスと資金面の支援をしていただきたい
2，障碍児等を育てるうえで核家族化や母子家族など、家庭崩壊が起こっている事例もあり関係機関の連携を強くし、児童相談所や里親に預ける親もいるので障碍児等がより良い育つ環境を考えて頂きたい
3，障碍児等を育てるうえで、自分の子供が障害児等とは知らずに虐待してしまうケースもあるが子供の障害を正しく教え、もしかしたら親にも障害があるかもしれないので慎重に対応することが重要だが
子供の命にかかわると判断したら、すぐに保護していただきたい
4、統合教育もいいが、専門教育が必要な時期もあり、市川市の大変だとは思うが障碍児一人一人のスマイルプランを推奨し、
子供の発達時期に専門で覚えることが大事なことも忘れないでいただきたい。重度の知的障碍者でも一番大事なのは食事とトイレと楽しめる文化やスポーツや娯楽だと思います

５，教育委員会には教師には多様性を求められ大変だと思いますが、いじめもそうだが、無関心にしない教育をしてほしい
クラスで、障害児がいても、個性を認め合い、人の輪を一番に教育してほしい
６，学童クラブにおいても、法令に定められたように、非常勤でもいいが、心理をつかさどる職員を考えていただきたい
７，前に述べたことと逆な意見にもなってしまうが、加護な福祉サービスは止めて頂きたい
８，ライフサポートファイルの活用だが大いに活用してもらいその障害児等の記録が一目でわかり、情報伝達においては大事ではないかと思う
９、生活困窮やヤングケアラーの家庭もあった事例も聴いているが関係機関と早急にに連携を取り対応ができるように常日頃から各機関とのパイプを作っていただき対応していただきたい。
⑤防災対策
１，障害者であっても保護される立場だけではなく、自分で自分の命を守ることを考え、周知して頂きたい。私は目が見えないがエコノミー症候群の予防として避難している人に予防マッサージもできます
２，精神科薬、ストマ装具、ストマートイレなど市内点在した形で備蓄していただきたい
３，地域の防災拠点会議にモデル例でもいいが一か所参加させていただきたい
４、第2次避難室だが、だれがどの時点で開き、対応するかを明らかにしていただきたい
５，福祉事業所に対しても、防災対策や避難訓練をして頂きたい
６，医療的ケアーを必要とする障碍者の洗い出しと対応策を志向していただきたい
７，市川市の防災食糧備蓄だが、市民５０万人で仮定したら一日分しかないと聞いているので、出来れば3日分は備蓄してほしい
⑥就労
１，一般就労だが、物価高による、障碍者雇用の新規採用や雇止めや解雇なども考えられるが、大手企業だけではなく中小企業にも障碍者雇用を促し、就労継続も考えて頂けるよう、相談事業も大切にしながらやっていただきたい。
２，福祉事業所から一般就労に移行した人たちに対しての就労定着支援は、その障碍者や家族にとって大きな変化であり、老後までを変えてしまうので長い支援を考えて頂きたい
３，就労支援ａ型では、留まってａ型にいるのではなく、なるべく一般就労に向けてチャレンジできるように支援して、精神障碍者には清潔さが大事と知的障碍者には愛嬌があれば、愛嬌を育てて頂きたい
４，就労支援ｂ型では今まで通り、軽作業などの共同受注や勉強会を行って頂きたい

５，就労支援事業所では、15時30分までの就労時間が多く、それでは親が普通に働けなく、夕方まで障害者を面倒見てくれる場所があってもいいのではないかと思う。
⑦相談支援、質の向上、
１，基幹相談支援センターえくるには、ピアスタッフを一名雇用していただき、利用者でも多い精神障碍者の仕事に従事させていただきたい
２，基幹相談支援センターでは引きこもりの相談件数も多く、なっており、緊急に、引きこもりに対しての対策を講じなくてはいけないと判断し、引きこもり対策の専属の人件費を出すとともに受け皿となるコミュニケーションの場を設定してほしい。また、メンタルの1型の復活も視野に入れてほしい
３，障碍者専門相談支援員のガイドライン研修などを市川市でも行っているが、障碍者福祉従事者に対し生活支援員や職業支援員などにも行ってほしい。障碍者福祉従事者の質の向上を図っていただきたい
また、横のつながりをもっと強くしていただきたい。
４，障碍者相談支援専門員の数は足りず、育成や養成に力を入れ、利用者にも、利用する感謝が必要だと考える。

⑧生活
１，５０，８０問題で、知的障碍者のグループホームが足りない状況でグループホームの設立を促していただきたい
２，グループホームでも、軽度の障碍者を受け入れる傾向にあり、重度の障碍者との割合をおおよそ決めて受け入れをすれば事業所の不公平感もなくなると思うので考えて頂きたい

３，行動障害を受け入れるグループホームは少なく、千葉県が行っている。暮らしの場を考え、予算をもっとつけて、推奨し増やしていただきたい。
４，地域生活拠点の地域生活コーディネーターの専属業務と人件費の確保を図っていただきたい

５、卓洋老女の水晶と理解の促進を考えて頂きたい。

⑨権利擁護
１，市民後見人の育成は緊急を要していると判断し、広く公募し育成を図っていただきたい
また、一番に障碍者が人生を謳歌して楽しめるように考えて頂きたい
２，生活自立支援の支援内容充実を図り、育成の拡充を考えて頂きたい
また、障碍者が人生を謳歌して楽しめるよう図っていただきたい
３，法令の中身も変わったが、後見人と利用者の愛称が、合わない場合は速やかに後退していただきたい

⑩その他
１、今はハートフルプランの柱は7本だと思うが8本目として障碍者を取り巻く連携する機関の構図があってもいいのではないかと考える。幼児期から学童から青年就労期から高齢と人生は移り変わっていくが、人生をひとつの線として支えるのは時期により変わっていく為、でもすべてが関連してくる特に家族単位でみた場合には謙虚に表れると思う
２，地域包括支援センターの今後の役割の先駆けに、総合福祉教育センター（ピアセンター）の設立
現在、地域包括支援センターが市川市に点在しておりますが、今後の方向性として高齢者、障害者、子供の地域総合福祉を担うと聞いていますが、先駆けとして障害、高齢、子供、地域、医療、当事者の専門家を従事させて、問題の把握や行政でも色んな課とのパイプづくりや福祉従事者や医療関係者の問題解決の糸口をモデルとして、市内一か所でもいいので先駆けとしてセンターを設立して頂きたい
３，現在、13人に1人は障碍者といわれていますが、障碍者だからと言って、すぐに生活保護にするのではなく、
働ける人は、働いて、働く喜び、労働の対価での余暇を楽しく過ごしてほしい働くことにより、老後までの安心を手に入れられると思う
４，不登校や引きこもりに対しては、今回深くは記入しなかったが、別枠で嘆願書を作成したいと思います
５，障碍者の文化、スポーツまた娯楽などが健常者と同、必要かつ常用と考えて頂きたい
６，障害者自立支援法と介護保険法の65歳問題に対しては、昔でいう、きょうへいや今行われている共生サービスの問題点は思いっきりヒアリングでお話ししたいです。

私たちは、私たちを支えてくれる人たちによって楽しく人生を送れています
深く感謝しますが、私たちも社会に参加し、成長していきたいと思いますありがとうございます

資料⑥【参考】

第６次いちかわハートフルプラン策定にかかるヒアリング調査

«市川市内の障がい者団体»

○『現在の障がい者施策について課題と思うこと』について、令和８年７月７日までに頂いたご意見。

団体名称	意　見
心の健康を守る会家族会　松の木会	➢　要望の背景 ・警察から保健所への２３条報告増加傾向 ・医療・福祉事業所等支援者とつながっていない当事者の存在 ・親なきあとあるいは高齢親から独立など当事者一人暮らしの増加の傾向 ・「病院から地域への移行共生を目指す」「人権に基づく意思決定の要請」　行政・社会的要請 ・年少時の病気の発症の影響による教育機会の喪失の問題（自立への道のりの困難さ）精神障がい者の多くは感受性が強く、特異な個性を持つため社会生活への不安（孤立化・金銭の不安等）がおびただしいが、不安を相談できる人が少ない状況にあると思われます。安心・安全な環境の提供が病気の再発防止に役立つものと考えられ、相談できる信頼できる人・機関との長期のつながりが重要と思われます。 ➢　相談支援の拡充について ・アウトリーチ活動による潜在相談者（当事者・親・兄弟等）の認識・支援 ・クライシス状況の防止に向けたショートステイ施設の増設や気軽に立ち寄れる居場所機能のある支援センターの常設 ・障害福祉サービスでは解決できないニーズを持つ相談者も多く（福祉サービスは使いたくないけど、地域で活動はしたい。つながりを持ちたい、居場所が欲しい等）、その方たちへの支援も検討していく必要。また、本人だけではなく、家族の相談をしっかり受ける相談機関も必要。 ➢　上記を踏まえ ・基幹相談支援センター「えくる」について 「えくる」の相談の約７割が精神障害関連とのことです。精神障がいは完治はむずかしく、継続した相談が年度を超えて必要な方がほとんど、また新規の相談者が累積するという構造です。いわば「相談の拠り所」となっているともいえる「えくる」のさらなる予算・機能の拡充をお願いしたい。 ・また、「居場所」的役割のある常設相談支援拠点の設置（アポなし、匿名可）をご検

団体名称	意　見
	討ください。 ・特定相談支援事業所への支援・補助金増額について 相談支援員は専門的な知見・経験を持つ人員が必要な中、人員確保が容易ではない現状に鑑み、人材の発掘・広報等の増員支援が必要です。また、相談支援専門員の報酬も重要であり、補助金の増額等により人材を安定的に確保することも必要と考えます。 ➢　地域生活支援について 精神障害者当事者も家族も高齢化していることから、家族から自立できる支援が家族の差し迫った願いになっています。 ・地域生活支援拠点の充実について 拠点事業に期待することは、体験入所ができる施設があること、緊急時受け入れができること、安定した人材確保で支援関連機関との連携が出来ること等です。拠点に登録したものの、 その先何が期待できるのか、わかるようにしていただきたい。 ・地域生活支援拠点事業は、当事者と支援者の日常的な信頼関係作りも大きな役割になっていると思います。当事者への訪問や様々な体験を共有する機会を増やして、いざというときの拠点になれるよう、事業予算も拡充していただきたい。 ➢　居住支援について ・精神障害者に対応できるグループホームが定着するよう、運営に携わる人材確保、質の向上、 関係機関との連携の充実、運営側、利用者側双方の費用負担軽減など、お願いします。 ・また、自立生活援助はサービス内容に掲載されていることをさらに充実できるよう、お願いします。 ➢　人材の確保と事業所への予算拡充について 精神障害者支援事業所のスタッフの定着が厳しいことが残念です。精神障害者支援の専門的な知識や資格を持った専門職のかたが長く続けられないのは、率直に言って、苦労し甲斐がないということでしょうか。人材の確保と定着のために、予算も含めて検討をしていただきたい。 ➢　精神障害者への市民の理解啓発と学校教育について 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域のなかに支援拠点があり、災害対策などでは、地域の方々との相互支援も必要になってきます。市民への啓発、

団体名称	意　見
	学校教育でも精神疾患を早い段階から理解し早い段階から適切な支援をしていただくようお願いします。 ➢　成年後見制度利用支援事業 成年後見センターは職員が不足して後見人を利用できる人は 30 人程度となっています。民法改正による制度改正により利用者増加が見込まれます。適正な職員の増員を検討していただきたい。 ➢　防災について 阪神淡路大震災、東日本大地震、熊本大地震、能登大震災等の経験を踏まえ、市川市として災害時の障がい者支援の課題の洗い出し等知見の整理・収集をしていただきたい。過去２年障がい者団体連絡会主催の防災の研修を受けたものの、障がい者に配慮した防災研修となっていないことを確認しました。
ななないろ会	➢　失語症とはどういう障害なのか、医学的、社会的な見地からも明確にした上で、周知、普及、理解の促進を加速していただきたいと思います。 例１：失語症や構音障害と混同され、「筆談可」との表示を目の当たりにすることがありますが、失語症の障がい者のほとんどに「筆談」はあり得ないのです（言語聴覚士のコメント）。この程度の事さえ、社会的に理解が浸透しているとは言い難いのが現状です。 例２：ハートフルプランの冊子「用語解説」のパートに「失語症会話パートナー」はありますが、肝心な失語症の解説はありません。 ➢　会場が取り難いです。ななないろ会は月１回定例会を開催しており、会場はふれあいセンターを利用させていただいていますが、現地予約とオンライン予約に時間差があることも障壁となっており、予約には苦労しています。ただ、会場費は７５%引き、また社協から交付金給付があることには勿論感謝しております。 ➢　サービスの項目、内容が周知されておらず相談窓口が不明な場合が多いと感じます。 例：ヘルプカードの入手ですら一苦労する場面も経験しています。窓口で対応いただいた職員の方に一貫性がなく、たらい回しになることも。 ➢　失語症会話パートナーの養成講座に関しては、千葉県言語聴覚士会と千葉県が連携し支援者養成を推進され、各自治体に落とし込む施策だとは思いますが、各自治体で

団体名称	意　見
	その利用促進に温度差があるように見受けられます。また、何人の方が養成者として認定され、どれほどの方が利用しているのか実態が不明です。 例：佐倉市の例ですが、障害福祉課で尋ねたところ「佐倉市としてはそのようなサービスは行っておりません・・・」 ➢　各団体等から、どのような課題が提出されているのか、共有いただけると幸いです（ハートフルの冊子に掲載いただけると有難いとは思いますが、共有は必ずしもその冊子でなくても結構かと存じます）。
ワーカーズ・トーク	別紙参照
千葉県中途失聴者難聴者協会	➢　第２節就労・社会参加の促進～地域で活動する～第２項生涯学習のところですが、学校卒業の障害者だけでなく、多くのその他の聴覚障害者への生涯学習の機会を増やす事も必要な事業と思います。 令和７年６月２５日施行の手話施策推進法の⑥その他の手話の習得の支援（１１条）に手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等とあります。 中途失聴者・難聴者向けの要約筆記のある日本語対応手話講習会が必要です。 ➢　第２項情報アクセシビリティ・意思疎通支援と第６項石疎通支援事業（必須事業）のところですが、中途失聴者・難聴者が必要とする要約筆記者が減少しています。 ノートテイクでは１名から２名の派遣ですが、広い会場での全体投影では要約筆記者が３名から４名必要です。 同日に派遣依頼が重なった場合は、派遣できる要約筆記者が不足する可能性があります。 市川市内で要約筆記者養成講座を開催して、市川市の登録者を増やす必要があると思います。 ➢　第４節地域生活支援事業の整備　第１項理解促進研修・啓発事業（必須事業）のところですが、現在、中途失聴者・難聴者への合理的配慮を学ぶ「聞こえのサポーター講座」を開催されています。今後も継続開催を希望します。
市川市オストメイトの会	➢　共生社会の実現を図るうえで、市民の皆さんにさまざまな障害を持っている人がいる事を知ってほしい。その上で、障害の特性に配慮した支援をすることや、ちょっとした心遣いやサポートにより共に生活できることを。又、見た目にわからない障害を持つ人（内部障害者など）の事を理解してほしい。

団体名称	意　見
	➢　いろいろなピクトグラム(オストメイトマークなど)があることの周知を図ること。例えばバリアフリートイレの存在などについてなど。バリアフリートイレの前だけでなく、例えば公園の入り口などに設置してほしい。 ➢　オストメイトにとってストーマ装具は日常生活を営む上で欠かすことのできない生活必需品であり、地域で安心して生活を送るためには、ストーマ装具に係る日常生活用具給付等事業の充実が不可欠です。 日本オストミー協会の調査では、オストメイトの 83.8%が給付基準額に不足を感じ、全国平均で月額 3,920 円の自己負担が生じているとの調査結果が示されています。 当市においても令和 5 年 6 月に要望書を提出させていただきました。しかしながら、現在のところ、給付基準額は県内市町村間で差異が生じています。居住する自治体によって必要な支援に格差が生じないよう取り組むことが重要だと思います。 ➢　オストメイトに配慮した災害対応について、ストーマ装具の備蓄を実施いただきありがとうございました。今後、避難所における交換場所の確保の検討をお願いいたします。又、避難所となった学校体育館において、バリアフリー未対応のトイレが障害者等に大きな負担を与えたことが、各地で課題とされております。現状を確認し、対応の検討をお願いします。校舎内のトイレを使用するのであれば途中経路のバリアフリーをお願いします。
げんき会	➢　会場費の減額 会員の高齢化・コロナでの休会をきっかけに会員が減少し、財政難ですので、会場費の減額はとても助かります。 ➢　会話パートナー派遣活動 会話パートナーの方から沢山の恩恵を受けています。 ①市川失語症友の会「げんき会」の例会での個別的支援、要約筆記 ②障害者団体連絡会に参加する失語症者に同行し、議事理解への支援 ③全日警ホールでの失語症者の会話の会の支援 尚、意思疎通支援者による失語症者の外出支援及び　家族に代わっての同行支援が実現されることを期待しています。

団体名称	意　見
	➢　豊富な情報誌 　市川市障害ハンドブック、市川市障害福祉ブック、バリアフリーハンドブック、市川市生活お助け情報など　沢山の情報が溢れていて、市川市は素晴らしいと思います。せっかくの機会が効率的に障がい者の方に届けられたら良いと思います。
市川市肢体不自由児者父母の会	➢　看護師の雇用難の解決に向けて、現行の市川市単独加算の更なる増額を希望します。 ➢　看護師雇用人数が多い施設へ一律加算だけではなく、医療的ケア児者の受け入れ比率に基づいた増額の検討をお願いします。 ➢　移動支援を通所送迎に使えるように柔軟な取り組みを構築してください。毎日の送迎は難しいにしても、週 3 日までなら OK とか、朝だけなら OK といったように柔軟に使えるようにして欲しいです。 ➢　そもそも移動支援送迎を行なっている事業所が少ないので、なぜ増えないのか、どこに問題があるのかを市として調べて、その上で何か解決策を講じて欲しいです。 ➢　医療的ケア児支援法の後支えのもと、児に対しては明らかにサービスが増えています（放課後等デイサービス）が、大人になった者に対してのサービスは何も変わらず、18 才以降の日中通所先は何とかあっても、16 時以降預かってくれる施設は無いに等しいです。医療的ケアのある人の日中一時預かり場所を作ってください。 ➢　法律の条文に、医療的ケア児が大人になっても変わらない支援をするとありますが、医療的ケアのない大人の重心 が制度の狭間に落ちてしまっている感が拭えません。法律上明文化されにくい多様なニーズや、施策の狭間で生じる当事者家族の「取り残された感」への不安があります。こうした重心の人々へのきめ細かな対応や、孤立を防ぐための支援をお願いします。 ➢　日中一時支援を利用したいのですが、 　実施している事業所が少ないためか、実際には利用できていない状況です。実際にとのくらいの人がどの程度利用できているのか、実態を調査していただきたいです。 　平日は通所サービスを利用できているため、土日や祝日に対応してくれる事業所を増やしてほしいと願います。 ➢　道路の段差解消（せめて駅の周辺だけでも）9.相談支援員を増やしてほしいです。

団体名称	意　見
	人材確保、経営支援をお願いしたいです。 ➢　身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業については、巡回による実施、個別支援にとどまっていますが、リハビリテーション施設の設立も視野に入れてほしいです。子供から大人になっても継続して利用できる施設が望ましいです。障害者だけでなく、高齢者など広く利用可能にすることで設立意義も高まるのではないでしょうか。千葉リハが地域でのリハビリテーション体制を推進する方向であることから、市内にリハビリテーション施設があることが望ましいです。 ➢　グループホーム開設、運営への支援を引き続きお願いしたいです。 ➢　バリアフリートイレには、乳幼児用のオムツ交換台ではなく、ベッドの設置を標準としてほしいです。また小回りの効く車椅子でなら動ける広さでも、バギーには狭くて利用しづらいこともあるため、バリアフリートイレには十分な広さを確保してほしいです。 ➢　地域生活支援拠点等の緊急時受け入れ事業者である梨香園での医療的ケアや小児の短期入所の早期実現をお願いします。
市川市ろう者協会	➢　ハートフルプランは、各障害の当事者が手に取って理解できるように、視覚的効果のあるユニバーサルデザインを導入してください。その導入によって、市川市のイメージアップにつながるものと考えます。 ➢　ハートフルプランは、来年度で第６次を迎えるが、長期的な進捗をつかむため、第１次から第５次までの各自の実績数字がわかるように工夫ください（各施策の変更があると思いますが、各障害者の主要施策に焦点を当てても構いません）。また、各施策がどの障害に対応するのかが一目瞭然でわかる一覧表をつけてください。 ➢　ハートフルプランの参考資料として、障害関連施策の中核施設、活動拠点、防災拠点などを落としたマップがあると、より親しみやすくまります。 ➢　市役所も雇用者という視点に立ち、障害者就労のモデル職場として、「障害者活用推進計画」や雇用率をハートフルプランに入れるとともに、具体的な支援施策を表示ください。また、ハートフルプランでは、「就労」又は「雇用」が使われていますが、一歩進んで、障害当事者が継続的に働ける職場の支援施策を追記ください。

団体名称	意　見
	➢　障害者施策に関する国内法等の変遷（ハートフルプラン９頁）に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」と「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）」を追加ください。手話施策推進法に基づいて、自治体は手話に関する施策を包括に進める義務があると位置づけされていることから、市として取り組む関連施策を体系化してわかりやすく表示してください（市民手話講座、遠隔窓口サービス、手話リンク（市職員が聴覚障害を有し、手話で話す市民へ電話するケースも含める）、手話言語の国際デー（９／２３）・国際ろう者週間、音声文字変換ボード設置等）。 ➢　手話通訳者設置事業は、ハートフルプラン（39 頁）では設置人数 3 人となっているが、事実上１.２人／日／週となっているため、設置通訳者の安定化及び安心して専念できる就労環境を図るため、正職員の採用を導入してください。 ➢　手話通訳単価が１時間あたり 1500 円台で、千葉県はじめ、千葉市、船橋市、松戸市の 1,800 円／時間に及びません。通訳単価については、手話通訳者の生活保障、モチベーションの保持などのためにも、上位、もしくは近隣自治体レベルに改善されるようにお願いします。 　また、市登録手話通訳者の人数も、手話通訳者設置と同様にハートフルプランへ表記するとともに、手話通訳者の技能向上を目的とした研修回数を増やしてください。 ➢　ここ数年、福祉避難所訓練への取り組みが進んでいますが、確保できる情報のバリアがあるため、wifi 設備、遠隔手話通訳が可能なモニター、「目で聴くテレビ」の臨時設置のほか、聴覚障害を有する市民が安心して、コミュニケーションができる避難所を確立してください。 ➢　2025 年東京デフリンピックを契機に、「デフスポーツ」の市民権が高まっており、ハートフルプランでは、「パラスポーツ」と別に「デフスポーツ及びその普及」を表記してください。 ➢　当事者団体へのヒアリング方式は、このペーパーのほかに、直接対面による意見交換の場を設けてください。
公立校に通う聴覚障害	➢　子供の障害においては保護者がどのようにサポートに取り組むかによってその後に大きく影響すると思います。保護者に向けた「支援教育の重要性」への理解をより

団体名称	意　見
児親の会	深めてもらえるような取り組みをお願いしたい。 ➢　学校教育の中で障害やサポートする仕事について学ぶ授業や体験を通し「当事者とその家族だけの問題」ではなく身近な事として捉えてもらえるような、個々の意識改革につながる取り組みを増やして頂きたいです。 ➢　難聴指導の新たな教室の設置はなかなか難しいとは思いますので、巡回指導などの実現をお願いしたいです。
千葉発達障害児・者親の会「コスモ」市川･浦安グループ	➢　私たちの団体は、障害の重軽の差も障害名も多様の方々を持つ親の会です。個人差も多く、年齢も様々ですが、皆さんが経験していることは、それぞれの年代で、親も子も、それぞれご苦労をされていることです。今包括的相談支援体制の充実が図られはじめていますが、まだまだ、どこにも相談できず、相談してもうまく対応できていない方々親子がたくさんいます！相談支援員の増員、支援、育成に、もっともっとお金を使って頂きたいです！ また、発達障害は子供のころから、お年寄りまで、ずっと続く障害です。切れ目のない支援が必要で、それぞれ、困難ケースになってしまうことも多々あります。柔軟に迅速に問題解決に向け、支援の構造も厚く、広く体制を作っていただけると助かります。 市川市に、障害があっても、楽しく働き、生活していきたいと思います。
	➢　子育て･教育 ・ライフサポートファイルを周知し、有効的な活用方法について学ぶ機会が欲しい。 ・市川スマイルプランは少しずつ浸透してきている実感がある。より活用の幅が広がっていくとよい。 ・トライアングルプロジェクト…家庭・教育（学校）・福祉の三者が連携を深める取組みの強化。 ・保育所等訪問支援について、実際に保育園に通う保護者が知らない実態を耳にした。必要な情報はなるべく早期にいただきたい。 ・放課後等デイサービスの受け入れが障害特性によって難しい場合がある。手厚い支援が必要な児童・生徒を受け入れた場合、事業所側にもメリットが感じられるとよい。 ・医療的ケア児の一時預かり、保育、通所の施設の増設を希望。

団体名称	意　見
	➢就労・社会参加 ・障害者雇用率が上がることに伴い、就労支援センターアクセスとナカポツいちされんの体制強化が必須です。 ・就労選択支援事業を行う事業所が増えるような取り組みを盛り込んで欲しい。 ・特別支援学校卒業生の増加を把握し、そのニーズに応じた通所の場（生活介護や就労継続支援Ｂ型等）が拡充するように取り組んで欲しい。 ・重度障害者が社会参加するために必須である移動支援事業が増えません。取り組みの強化を切望します。 ・生涯学習（文化やスポーツ等）として定期的に（毎月・毎週等）参加できる場がない。作って欲しい。 ・当事者や民間で行っているところ・団体があるが、そこへの支援もお願いしたい。 ➢　地域生活支援 ・高等部卒業後、保護者が就労時間を短縮しないで済む「居場所」は必要であるが、本人にとって望む場所であって欲しい。単に「預ける場所」にしてはいけない。 ・重度・高齢・強度行動障害のある方が地域で暮らし続けるために必要な事業とそこに係わる支援者が増えるよう、画期的な施策をお願いする。 まずは、真のニーズの把握（当事者だけでなく、支援者・関係者からの情報が必要）を丁寧に行うことが必要ではないでしょうか。 ・障害福祉と介護保険や医療等との多職種連携の充実をお願いしたい。 ➢　意思疎通支援・情報アクセシビリティ ・様々な場面、啓発・福祉教育・会議等に、当事者参画が当たり前のこととなるよう、お願いする。 ➢　保健・医療 ・健康診断を受けやすくなる工夫。 ・障害福祉との連携強化を図って欲しい。

団体名称	意　見
	➢　相談支援 ・人材不足を解消出来る施策を切望する。 ・基幹相談や相談支援専門員やよりそい支援事業等の相談支援から得たニーズをデータ化することで、不足している事業が見えてくると思う。是非ともお願いしたい。 ➢　権利擁護 ・成年後見の制度改正と社会福祉法の制度改正が決定したが、その運用についてと地域づくりについて、市川としてどうしていくのか、現状を踏まえて、関係者・当事者でしっかりと話し合う場を設けて欲しい。 ・多様な事業者の参入と福祉事業の増加が影響しているのか、各地で、虐待事案が増えている。虐待防止の観点から、市による定期的な運営指導ができないものか。是非とも検討をお願いする。 ➢　災害対策 ・避難行動要支援者名簿の整備とその活用や個別避難計画について、「市川市避難行動要支援者支援プラン」が出来ているが、その広報が、当事者にも一般市民にも、どのように行われているのか、みえてこない。是非とも、力を入れて欲しい。 ➢　理解促進 ・小・中学校の福祉授業の中に、当事者参加による授業が必須になるよう、教育委員会と連携して進めて欲しい。 ・障がいに対する認知度はここ数年で高まってきているが、障がいの特性や当事者が日常生活で抱える困難については、まだ十分に理解されているとは言えません。そのため、市には「知識を伝える」だけではなく、「体験を通して理解を深める」取り組みを積極的に進めていただきたい。市内には、障がい理解や福祉体験学習を実施しているボランティア団体や当事者団体があります。こうした団体を積極的に活用し、市が主体となって、市職員、学校教職員、福祉・医療・教育関係者だけでなく、一般市民を対象とした体験型研修や学習会を継続的に開催することを提案します。将来的には、市川市で学んだ子どもたちが市内で就職し、障がいへの理解を持った人材として地域や企業で活躍することも

団体名称	意　見
	期待できます。 ・市や社協や自治会等が行うボランティア活動に、当事者がボランティアとして参加できるような仕組みづくりをお願いしたい。福祉事業所の地域での活動にすることも可能と思う。当事者も地域貢献することが、理解促進となり、共生社会につながる。 ➢　人材確保 ・市川の福祉で働く人ことが「やりがいを感じる」ために、どんなことができるのか、関係者皆で考えたいです

資料⑦【参考】

第６次いちかわハートフルプランの策定に係るヒアリング調査

«市川市自立支援協議会　生活支援部会»

○『現在の障がい者施策について課題と思うこと』について、令和８年７月 16 日までに頂いたご意見。

意　見
➢　障がいのある人の実態調査の実施。 これまでは地域資源充足のため、来るものは拒まず新規障害福祉事業者を受け入れる状態だったと思いますが、障害福祉サービスで様々な問題が起きている現状から総量規制の話がで始めています。現実的には、各サービスの事業所は増えていますが、本当に地域に必要とされる資源が増えているのでしょうか？本当に地域に求められている障害福祉サービス・提供するサービス内容は何か？それらを必要とする人々、サービスに繋がっていない人々は何人いるのかを数値・データとしてできる限り明らかにし、その数値・データを元に、事業者に「○○だから、▲▲といったサービスの提供が必要です」と求めなければ、障害のある人の豊かな生活に繋がりません。 障害者グループホームについて言えば、指定権者は千葉県であるとは言え、令和 7 年より「市町村申出制度」が始まり、「他人事」ではなく「私事」として考えることが求められています。障害者グループホームに限らず、本当に地域に求められるサービス（サービス提供の内容を含む）を必要数確保するためには、実態調査が必須と考えます。 ➢　生活介護事業所の充実。 本当に地域に必要とされる障害者グループホームとして、重度知的障害、強度行動障害、重度心身障害、医療的ケアを必要とする人が入居できるホームが強く求められています。 しかし、このような人々の暮らしを支えるためには、日中の通所先がカギになりますが、きちんと支援できる日中通所先（生活介護など）の圧倒的な不足を感じています。特に強度行動障害の人を受け入れ、きちんと支援できる事業所が必要です。 ➢　専門性の高い障害者グループホームの開設。 重度知的障がい、強度行動障害、重度心身障害、医療的ケア、高次脳機能障害、身体障がいといった専門性の高い障害者グループホームは、当然必要ですが、現実的には比較的障害の軽い知的・精神・発達障害などの人を受け入れている事業者がほとんどです。 しかし、障がいが軽いが故に、支援の難しさがあり、それぞれの特性に合わせた専門知識・スキルが必要です。本来ならば「まぜこぜ」が理想かもしれませんが、それはそれぞれの障がい特性を理解していることが前提です。まだまだ「まぜこぜ」以前の状況にあると言えます。

意　見
➢　障害者グループホームからの地域移行の促進。 市川市は、他の市町村と比べ、精神障がいの人が多いと言われています。精神の人は身辺自立している人も多く、本当は障害者グループホームを望んでいない人がほとんどと言っても過言ではありません。退院あるいは何らかの事情で、仕方なく障害者グループホームに入居しても「グループホームから、例えば一人暮らしといった地域移行が、なかなか進まない」のが現状だと思います。その原因は精神の人を支える日中の通所先、日中活動に課題があると思います。精神の専門的知識・スキルを身に着けた支援者がいる精神に特化したグループホーム、通所先が必要です。 ➢　障害のある人、それぞれの暮らしに沿える、使いやすいサービスを見つめなおす。 障害のある人（児・者含む）の暮らしを豊かにするため、もう一度、必要なサービス、必要な支援内容を見つめなおす必要がある。例えば、一言で移動支援と言っても、様々なニーズがあると思います。どのようなニーズがあり、どのようなニーズに応えられていないのか？どこに課題があるか？を丁寧に議論・問題共有する必要がある。すぐには解決できないが、問題意識の共有は大切。自身が展開する事業とは直接的に関係なくても「暮らしを豊かにする」のは、障害福祉事業者の共通テーマであるはず。 ➢　市が主導し、障がい福祉人材の獲得を！ 障がい福祉に携わる人材不足は深刻な状況にあります。入職してから定着するか否かは事業所の課題ではありますが、そもそも応募がこない状況にあるという話を聞きます。今後市川市の障がい福祉を支えるためには、一事業者のチカラではどうにもなりません。市が中心となった人材確保を検討する必要があります。保育士のように障害福祉に係る人の家賃補助など、生活を優遇する取り組みが必要です。近隣地域（大学・専門学校など）への働きかけはもちろん、県外への働きかけをお願いしたい。 ➢　自立支援協議会・各部会は協議の場 自立支援協議会・各部会は、活動の報告の場ではなく、もっと議論をする場であって欲しいと願います。様々な問題・課題を共有するだけではなく、解決のための議論の場になって欲しい。 ➢　地域生活拠点事業について 地域生活拠点事業として求められている機能については、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」等、まだ整っていない部分がありますが、それについての検証と検討が進んでいないように思われます。拠点の機能強化には、市川市としての構想と人的配置予算がもっと必要と思われます。

意　見
➢　強度行動障害の方に対する支援者の養成 日中事業所もグループホームも、強度行動障害のある方の受け入れ体制が整っていない状況があり、行き場のない方がおられます。市内事業所の支援者養成に、もっと力を注いでいく必要があると思われます。 ➢　人材確保 どこの事業所も人材確保が厳しい状況の為、必要なサービス提供ができていない状況が発生しています。特に移動支援や相談支援等、個別に対応している採算が取れ難い事業にしわ寄せがあるように思われます。保育士に対する「保育士宿舎借り上げ支援事業」や「市川市独自の保育士優遇策」のように、障害福祉サービス従事者にも、市川市独自の施策が必要な時代になっていると思われます。 ➢　施設運営・人員確保における課題と要望 【現状と課題】 他業界との人材獲得競争が激化する中、福祉人材の深刻な不足と高齢化が進行しており、質の高い支援を継続するための人員確保が課題です。 【次期プランへの要望】 人材の確保・定着につながる強力な支援策を盛り込んでいただきたいです。 ※広報誌掲載、SNS 発信等 ➢　利用者の高齢化・重度化への対応 【現状と課題】 施設入所者および通所利用者の「高齢化」と「重度化」が生じています。これに伴い、住環境の整備の必要性が高まっています。また特定の処方薬を服用している利用者は遠方の医療機関を紹介されるケースが散見されます。 【次期プランへの要望】 医療機関との、地域一体となった連携・バックアップ体制のネットワーク構築を市が主導していただけると助かります。また、個室部屋の増設や、福祉機器の導入、障がい特性に配慮した住環境の整備にかかる費用の助成などもあると助かります。※ICT 機器の導入助成

意　見
➢　地域移行の推進 【現状と課題】 施設からグループホーム等への地域移行を進めるにあたり、グループホームのサービスの質にばらつきがあり、移行後が心配で保護者にも勧め難いことがあります。 【次期プランへの要望】 市によるグループホームの指導を強化しサービスの質向上に努めていただきたく思います。ただし、優良グループホームも多数ありますのでの業務負担にならないよう配慮していただきたく思います。 ➢　災害対策・BCP（業務継続計画）の調達支援 【現状と課題】 災害時における福祉避難所として登録しております。実際に大規模災害が発生したときの対応に少々不安を感じております。また、備蓄品（福祉用具や特殊食を含む）や保管場所の設置には費用がかかります。 【次期プランへの要望】 災害時の必要物品などの購入にかかる経費について助成していただけると助かります。また、具体的な受け入れ方法や定員数、障害種別、ボランティア受け入れについて事前協議の場があると良いと思います。※市川市の備蓄庫の設置　管理は市川市 ➢　相談支援事業所、相談支援専門員の数が少なくセルフプラン率が高い。それによりサービス利用のモニタリングが行われない為、ご本人が適切なサービスを受けれていなかったり、サービス提供事業所の質の担保が出来ていない。 ➢　障がい児から障がい者への移行時に夕方に利用できるサービスがなくなる事で家族のライフスタイルを変更せざる得ない状況がある。日中一時や移動支援、共同生活援助のサービスを提供する事業所が増え、利用者さんや家族の生活の選択肢が増えていくと良いと考える。 ➢　放課後等デイサービスについて高校生や重度の障がいのある方が利用できる所が少ない。 ➢　障害児通所支援について自発管や専門職が定着せず、質にばらつきがある。 ➢　強度行動障害の方や重度知的障害の方が生活できる場が市内に空きがなく、市外のグループホームを選ばないといけない状況がある。

意　見
➢　介護保険移行について、相談支援事業所から高齢者サポートセンターや居宅介護支援事業所への引継ぎがスムーズにできない状況がある。障がいのある方は手続きなどご自身で出来ない場合が多いので優先的に受けてもらえるようにしてほしい。 ➢　近年の急激な物価高騰の影響により、これまで実施できていたものの維持が難しくなり、現状を維持することが精いっぱいの状況となっています。 現状はボランティア等の有志の方のご厚意に支えられている部分が大きく、今後の安定的な運営に不安を抱えている状況になっています。 ➢　専任で相談支援ができる相談支援専門員が増えるよう報酬を見直してほしい。 ➢　移動支援の事業所が少なく、利用したくても利用できない方がいる。また、精神障がいのある方で公共交通機関の利用は困難でも車での移動であれば可能という方もいるため、車での外出を支援できる事業所が増えてほしい。 ➢　企業が障がい者を雇用しやすくなるよう企業に対する取り組みを充実させてほしい。 ➢　就労継続支援 B 型を利用しながら短時間のアルバイトを始められるなど、より柔軟な就労のステップアップが可能なように福祉サービス利用の条件を緩和してほしい。 ➢　就労継続支援 B 型と A 型の間の利用条件のギャップが大きく、週 1～3 日や数時間単位の短時間であれば最低賃金以上で働ける能力をお持ちの方の働く場を見つけることが難しい。「超短時間雇用モデル」（東京大学先端科学技術研究センター）の導入を検討するのはいかがか（いくつかの自治体で取り組みの例があるようです）。

資料⑧【参考】

第６次いちかわハートフルプランの策定に係るヒアリング調査

«市川市自立支援協議会　就労支援部会»

○『現在の障がい者施策について課題と思うこと』について、令和８年７月 17 日までに頂いたご意見。

意　見
➢　就職後の定着支援の充実 一般就労への移行が進む一方で、長期的に働き続けるための支援の重要性が高まっています。現在は、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、市川市障がい者就労支援センターが定着支援の中心を担っていますが、就職者数の増加に伴い、支援対象者も比例して増加しています。職場での課題対応に加え、生活面やメンタルヘルスへの重層的な支援も求められることから、支援者一人当たりの負担が増大しており、継続的なフォロー体制の維持が大きな課題となっています。 ➢　精神障害・発達障害のある方への支援 精神障害や発達障害のある方からの就労相談は増加傾向にあり、医療機関との円滑な連携、就労準備支援、職場における合理的配慮の推進など、より専門性の高い支援が一層求められています。 ➢　企業との連携強化 障がい者雇用は着実に進展していますが、中小企業においては障害特性への理解や、受け入れ後の対応に不安を抱える事業所も少なくありません。雇用率が上昇していく中で、企業が安心して雇用を継続できるよう、支援機関との連携や相談体制のさらなる充実が必要です。 ➢　福祉的就労の充実 就労継続支援 B 型事業所等では、工賃向上や安定した受注確保が引き続き課題となっています。販路拡大や共同受注の推進、官公需・民間企業との連携をさらに強化していく必要があります。 ➢　就労支援人材の確保・育成 支援員やジョブコーチなど専門人材の確保・育成は、今後の就労支援を支える重要な基盤です。 しかし、市川市自立支援協議会でも指摘されているとおり、東京都との賃金水準等の差を背景とした近隣自治体への人材流出は継続的な課題となっています。 また、現場では日常業務の対応に追われることが多く、工賃向上や企業開拓、マーケティングなど、支援力向上に向けた取組に十分な時間を確保しにくい状況も見受けられます。

意　見
➢　卒業後の日中の活動の場として、就労継続支援Ａ型やＢ型事業所は増加しており、進路の選択肢も広がっています。一方で、生活介護の事業所については居住地や送迎範囲、事業所の規模などを踏まえると、実際には選択肢が限られていると感じることがあります。一人一人のニーズに応じた進路選択ができるよう、生活介護事業所の選択肢もさらに充実することを期待しています。 ➢　学校への通学について、支援が必要な家庭が少なくありません。市川市では、令和７年４月より、通学支援の対象となる方が、特別支援学校等への通学に移動支援を利用できるようになりました。一方で、サービスを提供する事業所数や利用できる人数の面から、十分に利用しやすい状況には至っていないと感じることがあります。また、支援対象となる方も限られている印象を受けます。制度がより利用しやすいものとなるように、さらなる充実を期待しています。 ➢　特別支援学校在学中は、放課後等デイサービスを利用している児童生徒が多くいます。一方で、卒業後は通所施設を利用した後の時間に利用できるサービスが少なく、夕方の時間（保護者が家に帰るまで）の過ごし方に悩まれるケースから、日中一時支援サービスのさらなる充実を望む声も多く聞かれます。 ➢　福祉サービスを利用するにあたり、セルフプランではなく計画相談員に担当してほしいが、希望してもすぐに計画相談員につながらないという声を聞くことがあります。計画相談員が一人で多くのケースを担当していることからと思われますが、計画相談を必要とする方が円滑に利用できる体制の充実を期待しています。 ➢　就労選択支援が令和７年１０月１日から始まり、令和９年４月からは就労継続支援Ａ型の利用にも原則、就労選択支援でのアセスメントが必要となります。一方で、市川市内の就労選択支援の事業所が少なく受け入れ体制が十分では言えないと感じています。特別支援学校においても、今後就労選択支援の利用が見込まれる生徒は多いため、事業所の受け入れ体制のさらなる充実を期待しています。 ➢　就労系の障害福祉サービスを利用する方は、相談支援専門員がついていないことが多く、事業所利用中に生活不安になる事がある為、就労系従業者がアセスメントを行ったり、他の福祉サービスや医療へのコーディネートの難しさを感じている。

意　見
➢　就労継続支援 B 型事業所などを利用する障がい者は高齢化しており、事業所内で介護的な支援が行われている状況がある。定年近くに就労継続支援 B 型事業所に来るような方も増えている。障がいのある方の場合は、就労というよりも日中の居場所を探して就労系事業所を利用しようとしている方も多い。 ➢　障がい者の高齢化は大きな課題の一つであり、介護保険分野など、高齢者施策との垣根を越えた連携が重要となる。障害福祉サービスと介護保険サービスの併用などについて、柔軟な制度運用を図っていくことを計画に記載してほしい。また障がいを持った市民や事業者への制度に関する説明会・研修などを実施してほしい。 ➢　障がい者を支援する事業所のスタッフの定着が厳しい。障がい者支援の専門的な知識や資格を持った専門職の方が長く仕事を続けられる様に人材確保と定着の為に予算も含めて検討していただきたい。 ➢　障がい者施策に関する研修など、知識を得られる場があれば参加したい。 ➢　市内の障害福祉サービスの事業所数が伸びていますが、質の低下や過剰供給を防止するため、総量規制についてご検討いただきたいと思います。 ➢　利用者からの相談を受けている中で、対応方法に疑問を感じる事業所も出てきています。 障害福祉サービスの種別によっては、事業所数の伸びに伴って、利用者の囲い込みのようなことが起こることも懸念されます。これらの理由から、市川市における障害福祉サービスの適正な量を定めていただき、それを上回るようであれば総量規制についてご検討いただきたいと思います。 ➢　特別支援学校では、生徒一人ひとりの適性や将来の可能性を踏まえた進路指導を行っています。卒業時点で一般就労が最適とは限らず、障害福祉サービスを利用しながら職業準備性を高め、将来的な一般就労を目指すことも重要な進路選択であると考えています。 　そのため、本人の適性や希望を十分に評価し、適切な進路につなげることができる就労選択支援事業所の充実が課題と考えます。また、就労継続支援 A 型・B 型や就労移行支援などの障害福祉サービスを利用した後に、一般就労へ円滑にステップアップできる仕組みや支援体制をさらに充実するよう取り組んでいます。 　福祉サービスを「一般就労が難しい人の受け皿」としてではなく、「一般就労を目指すための成長の場」として活用できる地域づくりが進むことで、生徒一人ひとりが自分に合った働き方を選択することで、将来的な就労の可能性を広げられると考えます。

意　見
➢　現状として ・本校をはじめとした特別支援学校の現状として、少子化にも関わらず児童生徒数が増加しています。本校においても過去最高の在籍数となっています。伴って障害の重度・重複化、外国籍、不登校、家庭支援の必要なケース等児童生徒の実態や状況も多岐に渡っています。そのため、行政や支援機関をはじめとした様々な関係機関と日ごろから連携し、対応するケースが増えています。 ・高等部卒業に向けての進路指導においても、以前は日中活動の場を決定し送り出すシンプルなものでしたが、本人や家庭への支援体制を整える必要のあるケースも増加しています。 ➢　障害者の企業就労に関して ・障害者雇用率の引き上げに伴い、雇用の機会は増えています。より重度な障害の生徒にも企業就労のチャンスが生まれています。一方で、学校生活から企業での就労生活とのギャップに苦労する方が目立っています。 ➢　障害福祉に関して ・様々なサービスが充実していく一方で制度が複雑化し、実際に利用する方々がサービスの種類や意味を理解することや手続きを進めることが難しいケースが散見されます。慢性的に不足している相談員の充足を期待します。 ➢　就労選択支援に関して ・市川市においては特別支援学校在校生の選択支援の利用に関して、学校の進路指導の流れに寄り添った制度設計をいただき大変に感謝しています。 ・実際の運営、利用が始まり、地域の障害福祉にどのよう内影響、変化をもたらしたのか、本当に必要なサービスなのか（特に特別支援学校在校生が利用する必要があるのか）を、ぜひ市として検証してほしいと考えます。

資料⑨【参考】

第６次いちかわハートフルプランの策定に係るヒアリング調査

«市川市自立支援協議会　相談支援部会»

○『現在の障がい者施策について課題と思うこと』について、令和８年７月 16 日までに頂いたご意見。

意　見
➢　地域によってサービ事業所の偏りがあり、南部地域に短期入所や共同生活援助、生活介護事業所が少ない。独居や高齢の両親と暮らしている利用者様にとって送迎がないと利用ができず、数少ない送迎可能の事業所に頼むこととなり、サービス利用の幅がさらに狭まる。 ➢　医療ケアのある方の利用できるサービスが少ない。短期入所に限っては市内に利用可能な事業所がなく、市外の事業所だと送迎がないので家族等で送迎ができないと利用ができない。 日中事業所も受け入れ事業所少ないうえに、送迎等の関係で利用が制限される。 ➢　病院受診について、重めの知的障害等がある場合に、公共交通機関での移動は厳しい。また慣れた人でないと対応が難しい場合にお願いできる事業所が限られてしまい、思うようにお願いすることができない。 共同生活援助に入居中の方の受診も協力が得られず、相談支援専門員、日中事業所で対応しているがいつまでも続けていく事は厳しい。 ➢　移動支援について、利用したい希望はあるのだが受け入れ先がなく利用ができない、または利用回数が制限ざれてしまうことがある。支給量があって利用したいのが、使えない。 ➢　強度行動障害の方の共同生活援助の受け入れ先が少なく、市外･県外まで受け入れ範囲を広げなければならない。また障害の状況によって介助量(排泄、入浴、食事介助)が多く、見守り(外に出てしまう等)が常に必要、食事の用意ができない等の利用者の受け入れ先も少ない。